

第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 4 日（木）

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―― 日程第 1 一般質問 ――

○議長（内堀喜代志君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前 2 名、午後 3 名の計 5 名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
54	1	森 泉 謙 夫	トレーラーハウスの取扱いについて
			「雨水は下水」の概念に基づくまちづくりについて
71	2	赤 田 憲 子	空き家の現状と今後の対策について
			危険なブロック塀と通学路の安全確保について
			猛暑対策における支援制度の考え方について
93	3	山 本 今朝和	佐久軽井沢線の拡幅工事について
			農業生産資材・農業施設の資材等高騰による支援策の考えは
102	4	千 葉 信 一	脱炭素について
			2027 年問題について
113	5	山 浦 久 人	御代田町の人口について
			御代田町の観光の現状について

通告 1 番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

(3 番 森泉謙夫君 登壇)

○3 番 (森泉謙夫君) 通告1番、議席番号3の森泉謙夫です。先月、エコーで開催されましたあさま寄席で、春風亭柳枝師匠の独演会を拝聴いたしまして、話には「間」というのが必要だと学んだのですが、議会であまり間を空け過ぎると質問が飛んじゃったんじゃないかという空気になりますので、いつもより少しだけ意識するようにしたいと思っております。これを先に言っておくと、本当に質問が飛んでしまったとて、間を置いてるんじゃないかというふうに思っただけのものではないかと思ひまして、あえて発言させていただきました。

本定例会一般質問のトップバッターになりますが、よろしく願いできればと思います。

さて、この4月から第6次長期振興計画が施行になり、この先10年の町の最上位計画ということになりますが、最大の変化は人口の増加を前提としたまちづくりから、持続可能なまちづくりへの転換という時代認識を強く打ち出したことと捉えております。また、4月末の人口は1万7,013人となり1万7,000人を超えております。5月末は3人ほど減って1万7,010人とお聞きしております。

町制施行20周年記念誌によると、私が生まれた1969年の人口は10月値で8,553人でしたから、今年中にあと100人ぐらい増えると、私の年齢と同じ57年ほどかけて人口が倍増したということになるようです。一方で、日本全体の人口減少は年々深刻さを増しておりまして、御代田町だけが永続的に人口を増やし続けるということは考えられません。人口を減らさないための努力の反面、最後まで人口増加を想定し続けることは数10年後、次世代を生きる者たちへ大きな負担を残す可能性があることを、我々はきちんと認識しておく必要があります。

そしてこのたび、町が打ち出されたこれらの方向性について、私は極めて正しい選択だと感じております。人口減少から逃げることはできません。きちんと人口減少と向き合う姿勢がよりよい未来をつくれます。

そして、人口減少を見据えるこの時代には小園町長を筆頭に町職員も一丸となって、歩みを止めることなく、未来への責任ある地域社会の実現を目指していく必要があるのではないのでしょうか。その一方で、人口減少社会にあっても、政策によって最高の町にするために、また計画を革新に変えるために町民益から考える議論を

怠らず、しっかりと町側と向き合ってまいりたいと、このように感じておるところでございます。

それでは、議長、前段の話はこのぐらいいたしまして、件名１のトレーラーハウスの取扱いについての質問に入りたいと思います。

本件は、トレーラーハウスについて、法的根拠や税制度を整理した上で今後の活用や可能性について、町側の考えをお聞きするものであります。

当町は県内でもトレーラーハウスが多いエリアだとお聞きしまして、移動する際には注目するようにしてまいりましたが、確かにトレーラーハウスを利用した宿泊施設なども含め、町内複数箇所への設置が確認できました。トレーラーハウスをシンプルに説明すると、車で引っ張って移動できる小さな家ということになります。いわゆる非牽引車である以上、道路運送車両法上の車両の一種である一方で、寝泊まりしたり住んだりもできますから、規則のはざまが存在し、最終的には特に税務的な整理で混乱しやすい構造でもあります。

まずはトレーラーハウスについて、車両としての基準や条件、また道路交通法がどのように整理されているのかをお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

トレーラーハウスの運行については、道路運送車両法による保安基準や道路交通法など、複数の法律で規制されております。

まず、道路運送車両法による車両の基準についてですが、通常自動車は、全長１２ｍ以下、全幅２．５ｍ以下、高さ３．８ｍ以下という保安基準を満たす必要があります。しかし、トレーラーハウスはこの基準を超えるため、国土交通省から基準緩和認定を受けることで、特定の条件下での運行が認められます。

基準緩和認定に付される主な条件は、次のとおりです。

まず、運行速度は時速２５ｋｍ以下に制限されます。

次に、安全確保として、幅が３ｍ以上または連結時の全長が１６．５ｍを超える場合には、緑色の点滅灯火を備えた誘導車の配置、トレーラーハウスの後方への速度表示、そして連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置が必須となります。そして、運行範囲は特定地までの一時的な片道運行に限定されます。

以上のような条件を踏まえて、トレーラーハウスが車両として認められるための条件は、いつでも移動できる状態であること、ライフラインが着脱可能なコネクタ式であること、公道走行に適合していることになります。

次に、道路交通法上の主な規制についてです。牽引免許は、車両総重量が750kgを超える場合に必須となります。一般的なトレーラーハウスは2tを超えるため、牽引免許が必要となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 続きまして、トレーラーハウスが建築基準法の側から、どのように整理されているのかをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

トレーラーハウスの建築基準法上の取扱いについては、国土交通省の通知を踏まえ、建築確認のための基準総則、集団規定の適用事例において、車両を利用した工作物として整理されております。その上で、トレーラーハウスを住宅・宿泊施設・店舗や事務所などとして継続的に利用するもののうち、次のいずれかに該当するものは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物として取り扱われます。

1点目として、階段・ポーチ・ベランダや柵などが設けられており、随時かつ任意に移動することに支障があるもの。

2点目として、給排水・ガス・電気・電話などの設備に係る配線または配管が簡易に脱着できない方法により接続されているもの。

3点目として、規模・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できる状態にあるとは認められないものとなります。

随時かつ任意に移動できる状態にあるとは認められないものの例といたしまして、車輪が取り外されているもの、または車輪は取り付けではあるがパンク等により走行可能な状態が維持されていないもの、上部構造が車輪以外の構造物によって地盤上に支持されており、その支持構造が容易に取り外すことができないもの、設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造の連続した通路が確保されていないもの、関係法令に基づき、適法に公道を走行できないものなどが示されており

ます。

最終的な判断につきましては、床面積・高さ・階数などの規模や設置状況・利用形態・存置期間などを総合的に勘案し、建築物に該当するか判断することとなります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） お聞きいたしましたように、道路交通法、道路運送車両法ですか、それと建築基準法、双方のどちらにも規則は存在しますが、どちらかに当てはめるともう一方に矛盾が生じたり、法的には曖昧さを極めております。これらは国や県によって一刻も早くガイドラインなどが示されることが望まれるわけですが、共通点としては、車両か建物かは設置の状況によって決まるようなので、ここではあくまでも事業者がトレーラーハウスを活用する場合には、現在は課税対象とされているのかどうか、それから対象とされているのであれば、どのような税区分になるのかをお聞きできればと思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

トレーラーハウスにナンバーがある場合は、自動車税（県税）や車検時に重量税（国税）が課税されます。ナンバーがない場合は、所有者から償却資産の申告を基に固定資産税の償却資産として課税するか、基礎等がある場合は家屋として課税することになります。なお、ナンバーがある場合は、固定資産税の償却資産は対象外となります。

以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） トレーラーハウスが車両の一種として整理された場合、また建築物、家屋として整理された場合のそれぞれの耐用年数をお尋ねします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

車両として扱う場合、自動車税は所有し続ける限り、重量税は車検の都度それぞ

れ課税されることになります。なお、所有者が事業用として所得税等の申告をする際の耐用年数は、車両運搬具として4年となります。移動しないことを前提にして、基礎がある場合等は家屋として扱います。固定資産税の税額を計算する過程で耐用年数に相当するものとして、経年減点補正率という補正により価値の減少を税額に反映させています。

建築時点の1.0から始まり、翌年を0.8とし、その後は家屋の評価額により異なりますが、おおむね30年後には最低値の0.2となります。移動可能な場合は償却資産として扱います。被牽引車その他のものに分類されるものは4年、掘っ建て造りのもの及び仮設のものに分類されるものは7年の耐用年数になります。

以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 車両の一種なら4年、家屋と整理されたら30年以上。同じ一つのトレーラーハウスなんですが、設置状況などによって耐用年数に大きな差が出ることになります。また、物価の高騰から一般住宅を建てるにも大きな資金が必要となる時代ですから、制度的な観点からもトレーラーハウスは事業用としての優位性にとどまらず、住民の皆さんにとっては税などのランニングコストも含め、新たな住まいの形として選択肢の一つになることも考えられます。

また、事業者にとってトレーラーハウスがいわゆる償却資産に該当するか否かは、あくまでも申告に基づくわけですから、町としてはトレーラーハウスの台数や利用の実態をどのように把握しているのか。また、宿泊施設として基礎を有する、いわゆるコテージを建てて家屋として固定資産税を納めながら営業を行う宿泊事業者と、一方で、トレーラーハウスを活用し、償却資産としての課税を受けながら営業する宿泊事業者では、税制上大きな差が生じてくることになります。

そういった意味では、同じ宿泊事業者であっても、資産区分の違いによって長期的な税負担や事業環境に大きな差が生じる可能性もあるのではないのでしょうか。町として、このような課税上の公平性について、現時点でどのように認識されているのかをお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） お答えします。

トレーラーハウスの設置に限らず、新築や滅失などの土地利用の状況は、建築や開発行為等に係る各種申請のほか、登記情報や現地パトロールなど様々な方法により把握に努めております。その上で疑義のあるものについては、直接所有者に伺って状況を把握する場合があります。

近年では、宿泊施設としてトレーラーハウスを設置された箇所などについて、設置状況や課税税目の確認等のため、所有者立会いの下、現地確認を実施するなど、より所有者の理解を得られるよう課税に努めている状況です。トレーラーハウスの場合は、償却資産の申告に基づき課税することが基本になります。同じトレーラーハウスであっても、設置や利用の状況等により、国税・県税・町税のいずれの税目の課税対象となるか異なってくるため、課税額に差異が生じます。

課税上の公平性という点につきまして、税は地方税法をはじめとした関係法令により、その課税客体や税額の算定など細部まで詳細に定められています。それらの関係法令は、公平性の原則、経済的な能力に応じて負担するものという基本がありまして、立法されております。そのため法令の定めを遵守し、適正に課税することが公平性の確保の大前提であると考えております。

なお、所有者は、事業用資産であるため、納税額を経費として算入しています。いわゆる節税対策として長いスパンで考えるか、短いスパンで考えるかという側面があることもお含みいただければと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 丁寧にご説明いただきました。

次に、トレーラーハウスが景観に与える影響についてお尋ねいたします。

トレーラーハウスは、一般的な乗用車などと比べて特に大きな車両であります。建築物や看板などには景観条例に代表される規制がありますが、トレーラーハウスが車両の一種と整理された場合には景観規制の対象外とされるのではないのでしょうか。例えば、カラフルな大型トレーラーハウスが数台並べられた場合など、これは建築物じゃないよという理由で景観条例等の規制対象外とされることには、これは一定の危機感を持つべきなんじゃないかと思っております。

今後、町として景観的観点から、例えば自然との調和、周辺との景観バランス、設置場所や配置への配慮、外観デザインや色彩、長期にわたる車両放置の対策など、

一定の基準を設けるなどして管理されるべきではないかと考えるのですが、町側の認識はいかがなものかお尋ねしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

御代田町は浅間山の裾野に広がる豊かな自然環境に恵まれ、田園風景と町並みが調和した景観を有しております。また、景観は、地域の自然・歴史・文化を映し出す貴重な資源であり、地域間の交流促進や地域の魅力向上に大きな役割を担うものであることから、行政、事業者、住民が連携し、保全及び形成に取り組むことが重要であると認識しております。

現在、当町における景観については、景観法に基づく長野県景観条例をはじめ、都市計画法、御代田町環境保全条例、御代田町風致地区における建築等の規制に関する条例、御代田町屋外広告物条例、御代田町太陽光発電設備の適正な実施に関するガイドラインに基づき、一定の基準の下で運用しております。

トレーラーハウスが環境に与える影響につきましては、同一の敷地内に複数設置されている場合や周辺地域との調和を欠く色彩・意匠・配置などとなる場合には、周辺との景観に影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。

現在、景観上の対応といたしましては、建築基準法上の建築物として取り扱われている長野県景観条例に基づき、配置や規模、色彩等について審査及び指導を行っております。また、長野県景観条例に加え、御代田町環境保全条例や御代田町風致地区に関する条例により、植栽計画や配置計画などについても指導を行っております。

一方で、車両として取り扱われるトレーラーハウスについては、いわゆる移動工作物としてキャンピングカーなどと同様の扱いになるため、トレーラーハウスの設置状況や利用実態によっては建築物に該当する場合と車両として取り扱われる場合が混在していることから、町独自で一律の設置基準を定めることについては法的整理や運用面で課題があるものと認識しております。

そのため当町では、土地に定着し、実態として建築物と判断されるものについては、長野県景観条例や御代田町環境保全条例等に基づき、ほかの建築物と同様の基準により適切に指導してまいります。また、国や県からトレーラーハウスの取扱い

に関する新たな指針や制度等が示された場合には、その動向に注意しながら必要な対応について研究・検討してまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） つまり、現時点では、トレーラーハウスが車両として扱われる限りにおいては、県や町の景観に関する条例は規制の根拠にならないということになります。

このように車両だけれど建物みたいなものだし、これは国や県がきちんとした方向性を示さない限りは、町独自の判断は本当に難しいと思います。もともと矛盾が多く、曖昧な法律から答えを導き出さなければならないわけで、特に御代田にはトレーラーハウスが多いと言われるぐらいですから、現状確認も含めて担当課は大変な判断をしていく必要があるのではないかと、このように感じるわけでございます。

それでは、ここからは制度上の整理から一旦離れまして、政策的観点からお尋ねしていきたいと思います。

御代田町では、一定の建築物的機能を持ちながらも移動可能なトイレトラックの導入を行うこととなりまして、被災地への貸出しなども含めて、より広域的に活動の場を広げる意味においても有意義な公用車両だと認識しております。一方で、トレーラーハウスの被災者支援における活用実績などは内閣府からも報告されておりますが、つまりどちらも移動可能であることそのものが公共的価値であり、建築物的機能を持ちながら必要な場所へ迅速に移動できる構造に利便性上の特徴があると考えられます。

町として、民間の宿泊施設や住居利用、また公用車両としての活用なども含めてトレーラーハウスのような可搬型の資源について、今後どのような可能性や方向性を考えているか、町の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えします。

トレーラーハウスは、大規模災害発生後の仮設住宅として利用されるケースが全国的に増えています。仮設住宅の建設よりも設置にかかる期間が短く、議員のおっしゃるとおり、牽引等で移動できることから撤去も容易であることが大きなメリッ

トとなります。

3月に全国若手町村長会の災害応援協定締結式の際に、石川県志賀町を訪問しました。志賀町では、石川県が事業者とリース契約を結び、能登半島地震発生後1か月足らずでトレーラーハウスを設置することができたとのこと。その後、プレハブ住宅、木造仮設住宅の順に設置が進んでいったということで、トレーラーハウスの設置までのスピード感は被災者にとって心強いものだと感じました。

こうしたことから、災害時の生活復興支援として有効であることは実例からも明らかではありますが、効果を最大化するにはある程度まとまった台数が必要になります。導入と維持管理にかかる費用を考えると、町で保有するよりは災害協定を締結するなど、民間の力を借りる形で運用するほうがよいと考えます。平時は宿泊施設として事業者が運用管理し、災害時には町が借り上げ、二次避難所・仮設住宅として利用するような内容で災害協定を締結している例もありますので、町内事業者や関係する協会などと協議し、大規模災害に備えられる体制を構築したいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） ということはつまり、御代田はトレーラーハウスが多いエリアと表されることから、逆に民間との協定が進むことで、有事の際にはより大きな力を発揮し得る町であるということも言えるのではないのでしょうか。

今後、締結の実現に向けて進んでいただきたいのと同時に、国や県の制度的な動向を注視しながら、さらに研究を進める必要性を改めて認識いたしましたことをお伝えいたしまして、トレーラーハウスに関する質問を終わりにしたいと思います。

それでは、議長、次の質問、件名2の「雨水は下水」という概念とまちづくりに関する質問に移りたいと思います。

本件では、御代田町の中に新たに「川」をつくる必要性についての議論を行います。

まず、町内において、道路脇の側溝整備が十分でないと考えられるエリアを、町としてはどのように把握しているかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) お答えいたします。

御代田町では民間開発による宅地化の進展に伴い、これまで森林などへ浸透していた雨水が地中へ十分に浸透せず、短時間で道路側溝等へ流出する傾向が強まっております。こうした中、雨水を受け止める雨水排水施設の整備が十分でない主なエリアとして、町の中心部よりは馬瀬口や向原、西軽井沢などの住宅地において未整備箇所が多く残されております。

特に、しなの鉄道北側の西軽井沢区東部エリアにつきましては、道路側溝が未整備であることから、路面排水がしなの鉄道をまたぐ向原橋から線路内に流れ落ち、鉄道運行に支障を及ぼす状況が発生しているため、しなの鉄道の管理者から改善を求められております。また、その周辺の住宅地においては、浸水被害も確認されております。

以上です。

○議長(内堀喜代志君) 森泉謙夫議員。

○3番(森泉謙夫君) 鉄道管理会社からも改善を求められているということで、一部には緊急性があることについても認識いたしました。

先ほども申したとおり、4月の人口は1万7,013人ということで、同じ4月末に西軽井沢区は3,162人、向原区は2,360人、計5,522人、町の人口の実に約3分の1が暮らす居住エリアとなっております。

私は特に、令和6年の豪雨災害以降、防災の観点から、町の雨水排水整備の状況を注視してまいりました。

そして、ただいまの答弁にございましたが、向原、西軽井沢の一部は雨水排水のための側溝整備が十分に行き届いていないという認識について、町側と同様の考えに至っております。

そこでまず、側溝整備が十分に進んでいない現状について、町としてどのような理由や課題認識を持たれているのかをお尋ねいたします。

○議長(内堀喜代志君) 金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) お答えいたします。

道路整備を進めるに当たっては、道路の構造や交通安全対策だけではなく、近年

の豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、雨水排水対策と一体的に検討することが重要となっております。このため道路整備計画の作成に当たっては、流域全体の雨水流出量を踏まえ、道路側溝等に必要な排水断面を確保するとともに、流末となる放流先の状況やその排水能力を確認し、将来的な宅地化または土地利用の変化による雨水流出量の増加にも対応できるよう道路排水計画を検討する必要があります。

このような中、西軽井沢区東部エリアと向原エリアにつきましては、雨水を適切に流下させるための排水機能が十分に確保されていないことから、道路側溝整備とあわせた排水計画が必要となっております。道路整備が進まない要因の一つとなっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 確かに側溝を整備したとしても、その雨水を受ける流末としての河川がなければ根本的な解決にはなりません。しかし、流末がないという理由で災害リスクを抱えた状態を放置してよいとは、私は考えておりません。町民の皆様が安心して暮らせる環境を整備することは、防災上の重要な責務でございます。

また、流末の未整備によって側溝整備そのものが制限されているのであれば、これは単なる道路整備上の課題ではなく、防災整備として優先的に進めるべき課題であると考えます。さらに、流末となる河川などの不足があれば、新たな排水経路の整備も含め対策を進める必要があるのではないかと考えますが、町側の考えをお伺いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

宅地化の進行により住宅建築が増えているしなの鉄道北側の西軽井沢区東部エリアと向原エリアにつきましては、流末となる湯川からしなの鉄道までの区間において、既存の農業用用水を兼ねた道路側溝はあるものの、十分な流下能力を有していない状況にあります。このため当該エリアにおいて、道路整備を進めるに当たっては道路側溝だけではなく、流末となる新たな雨水排水施設の整備が大きな課題となっております。

また、当該エリアは緩やかな南傾斜の地形であり、雨水が下流域へ集中しやすい

地形条件となっていることから、排水計画に当たっては下流域への影響や流末となる河川の流下能力も踏まえた検討が必要となります。これらの新たな雨水排水施設整備や道路側溝改良を進めるためには、多額の事業費や長期間にわたる整備期間を要するほか、しなの鉄道との交差部における構造的課題・用地取得、接続先となる排水施設や河川との整合など様々な課題があることから、関係機関との協議や整備手法の整理を進めながら段階的な整備について検討していく必要がございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） ここで、町民の皆さんに少しご説明申し上げますと、一見似ている側溝と用水は、本来の役割や条件は異なるものとして扱われます。例えば、農業用用水の先には農地が存在します。そこに大量の雨水が流れ込んでしまうと、農地や農作物に災害が及ぶ危険性が高まります。そのため農地を保護する観点からも、大量の雨水は用水へ流すべきではなく、道路側を通して流末となる河川へ排水することが本来の考え方になります。つまり、雨水排水路と用水路は同じ目的で整備されるものではないということになります。

話を戻しますが、地方では一般的に「下水イコール汚水」という認識が強く、市町村をはじめ、県レベルにおいても雨水を下水として捉える概念が十分に浸透していないように感じました。しかし、調査を進めていくと、国の考え方は、汚水だけじゃなくて、雨水も下水として位置づけられていることが分かりました。また、都市部に多い汚水と雨水を一本の管で流す方式のことを合流式下水道と呼びまして、一本の管で流す――昨年の1月に八潮市で起きた下水道管の老朽化が原因とされる陥没事故が記憶に新しいところです。

一方で、御代田町をはじめ県内ほとんどの市町村のように、汚水と雨水を分けて流す方式を分流式下水道と呼びます。つまり、雨水も下水道という考えに立たない限りにおいては国庫補助などの対象として整理されにくくて、結果的に単費事業に依存する可能性が出てきます。そのために町としても、費用面で困難だという判断に陥りやすい構造であるとも考えられるわけです。

しかし、雨水を流すための側溝や、流末を下水道の整備をするという観点で調べを進めてみると、ふだんは水が流れていなくても豪雨時には雨水が流れる仕組みや、住宅地の雨水が滞留しないようにするための人工的な排水路の整備、さらにはグリ

ラ豪雨などによる急激な増水に対応するための環境整備の必要性については、国としてもきちんと認識を示していることが分かりました。よって、側溝を流れてきた雨水を受ける流末として、下水道事業の考え方に基づいた雨水の排水路や管渠を整備することについては、国庫補助事業のうち下水道事業などの対象となる可能性が十分にあるものと理解しました。

そこで、5月20日にこの件について、地元選出の花岡賢一県議にご案内いただきまして、長野県庁を訪問し、県環境部水道・生活排水課との意見交換を行いました。そこでは「雨水は下水」という概念や認識の確認、また制度に関するご指導を頂き、一定の知見を得ることができましたことを申し添えさせていただきます。つまり、雨水も下水として位置づけられるという認識を持つことで、補助制度の活用之余地が見えてくる構造だということになります。

そこでお尋ねいたします。私の調査ではこのような整理に至りましたが、町側の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

雨水排水施設整備の実施に当たっては、多額な事業費を要することから、国の社会資本整備総合交付金事業などの国庫補助制度や有利な地方債を活用するなど、財源確保を図る必要があります。

国庫補助制度を活用して本事業を実施する場合には、下水道法に基づく雨水事業として雨水排水の全体計画を策定する必要があります。また、雨水排水施設や調整池などの施設に当たっては、都市計画法に基づく都市計画施設としての位置づけや、下水道法に基づく事業計画認可などの法的手続が必要となることから、住民説明や関係機関と協議を進めながら事業化に向けた課題整理を行ってまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） ここまでの議論におきまして、「雨水は下水」という概念と、その制度については県や町とも共通の認識となりました。

次に、実際に町民の皆様のお困り事の改善につなげるためには、どのような行動が必要になるかについて触れたいと思います。

例えば、大雨が降るといつも水が流れ込んでくる、毎回同じ場所に大きな水たまりができる、大雨が降るといつも同じ場所が崩れる、こういった地域の声にまずは耳を傾けていただきたいと思います。そうした場所こそ流末が不足し、側溝整備が十分に行き届かない場所があるのではないかと。このような観点から町全体を見回していただきまして、雨水の行く先、流末の必要箇所を整理し、白地図に新たな川を描き込みながら積み上げていく。

加えて、過去にも申し上げてまいりました側溝のサイズアップについても、雨水排水の効率化と安全対策という観点から「雨水は下水」という概念を基とした財源の裏づけを持ってあわせて進めることができれば、御代田町が度々見舞われる豪雨災害への備えと実効性の高い防災環境整備につながるものであると、このような結論に至っております。これらについて、町側としてどのような見解をお持ちであるかお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

流域治水の考え方では、雨水排水対策は、単に排水路や下水道を整備するだけではなく、上流から下流まで一体的に安全性を高めるという視点が重要となります。このため、地域の地形や降雨状況などを踏まえながら、必要に応じて道路側溝の改良や雨水排水経路の見直し、また新たな雨水排水経路の整備について検討を進めていく必要があると認識しております。こうした排水対策は道路冠水や浸水被害の防止・軽減につながり、町民の生命及び財産を守り、安全で安心して暮らせる生活環境の維持につながる重要な取り組みであると考えております。

今後につきましても、地域の実情を踏まえた計画的な雨水排水対策について、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 当町も含めまして、特に山間部では河川は地形そのものであって、地域によって排水環境や治水条件は大きく異なりますが、居住エリアというのは必ずしも雨水排水先の河川環境を考慮してつくられてきたものではないと考えるべきであり、当然これは当町に限ったことではありません。河川とは、時には災害のも

ととなる一方で、適切に整備された河川や防災のために整備される流末などは、それそのものが重要な防災インフラでもあります。

また、先ほどから河川や川という表現を用いておりますが、西軽井沢区や向原区に代表される流末が不足していて雨水の持って行き場がないようなエリアにおいて、安全かつ適正に雨水を流すための排水機能の向上は、防災の観点からも、町内に新たな川を整備する理由とその必要性そのものだと感じております。

また、本年は町制70周年という節目であって、見方を変えれば、これまで70年間できなかった課題に向き合う機会でもあるわけです。私は、未来の町民にとって最大人口の時代を生きる御代田町とその町民の皆様が、その先の70年どころか数100年先も町を守り続ける、川を築き上げる先人になっていただけないものかと、このように考えるものでございます。

そして、先ほど来、何度も申し上げてきましたように「雨水は下水」でございます。小園町長のご所見をお伺いできればと存じます。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

将来的には、町全体の雨水を安全に流下させるため、新たな排水路や調整池等の整備を含めた流末機能の強化が必要であり、その実現に向けた検討を進めていくべきものと認識しております。特に、多くの方が居住する西軽井沢地区・向原地区において、豪雨時に向原橋からの溢水や住宅への浸水といった具体的な被害が生じている現実には、防災上の極めて重要な課題であると認識しております。雨水も下水という考え方は、雨水を適切に管理し、地域の安全を確保する上で重要な考え方であり、国や県が推進する流域治水の方針とも一致するものであります。

今ほど建設水道課長から説明がありましたとおり、社会資本整備総合交付金等の活用にあたっては、事業規模や浸水実績などの採択要件を満たす必要があります。下水道法に基づく事業計画の策定や必要な法手続を進める中で、国の補助制度の活用についても十分可能性があると考えております。

今後につきましては、次の課題を整理しながら事業化に向けた検討を進めてまいります。

1つ目の課題は、最終流末である湯川の流下能力の確保です。これは長野県が管

理する河川であるため、町単独での解決は難しく、千曲川水系全体での流域治水プロジェクトへの位置づけなど、広域的な視点から長野県に対し、流下能力向上に向けた要望を引き続き行ってまいります。

2つ目は、事業規模と財源の整理です。国の交付金などを活用するためには、一定の事業規模や採択要件を満たす必要があります。また、道路をはじめとする他の事業との優先順位についても、町全体のまちづくりや財政運営との整合性を図りながら総合的に判断していく必要があります。限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、町民の皆様のご理解を頂きながら、町全体のバランスを考慮して進めてまいります。また、流末への負担を軽減するため、町単独でも取り組むことができる内水対策についても検討してまいります。

御代田町では、住宅地における雨水処理については敷地内浸透を基本としており、御代田町環境保全条例に基づき、一定規模以上の開発行為に対しては雨水浸透施設等の措置を指導しております。こうした取り組みは雨水の流出を抑制し、排水路や河川への負担軽減につながるものであり、流域治水の考え方にも合致するものと考えております。

今後につきましても、既存の取り組みを生かしながら、さらなる内水対策について検討してまいります。これらの課題を踏まえ、町民の皆様の安全・安心を確保するため、着実かつ段階的に事業化に向けて取り組みを進めてまいります。

主に、3つの段階からなるものと考えております。

まず、設計と協議の段階として、流末処理の方法や排水路のルートを検討するための基本設計と、その結果を踏まえながら概略設計・詳細設計へと段階的に進めてまいります。その中で事業費や整備手法を精査するとともに、長野県との協議を進め、活用可能な補助制度について検討してまいります。また、近隣市町村との流域治水における連携や農業用水の管理者・地権者など、関係機関との協議も進めてまいります。

次に、計画と財源調整の段階として、設計結果と協議内容を踏まえ、事業規模や財政計画を整理しながら補助制度の活用や町全体の財政計画等の調整を図りながら、議会や町民の皆様に丁寧の説明を行い、理解を深めてまいります。そして、事業実施の段階として、財源確保に努めながら緊急性や事業効果を踏まえ、優先度の高い箇所から段階的な整備へと着手することを目指してまいります。

ご提案いただいた、雨水も下水として捉えるという考え方は、これからの防災インフラを整備する上で重要な視点であり、国や県が推進する流域治水との考え方とも一致するものであります。

町といたしましては、雨水浸透施設等の内水対策と流末整備を組み合わせながら、今後10年程度を見据えた中長期的な視点の下、町全体の雨水排水対策の強化に取り組んでまいります。町民の皆様の安全・安心を守るため、流域治水の考え方を踏まえながら雨水排水対策の強化に向けて着実に取り組み、将来にわたる安全なまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 水害リスクを減らしていくという考えの下に、側溝や雨水排水施設、流末河川までを一体的に捉えた取り組みでありますので、流域治水との親和性が高い事業であることに違いはありません。当然、下流側の河川管理者との協議も重要です。そして、10年程度の中長期的な取り組みとして、雨水排水の強化を行っていくといった非常に力強いご答弁を頂きました。

私は、日本が加速的な人口減少社会であることから、当町においては、何を残し、何を更新し、何を見直し、そして何をつくっていくべきかという提案の正確性が、より重要視される時代だと考えております。

少し時間がありますので挟みたいと思いますけれども。ところで、金井課長は今年で役職定年を迎えると伺っております。金井課長には技師同士として会話する時間も頂いてまいりましたが、ただいまの議論はそんな会話の中で、金井課長の防災的な危機管理の観点から出た一言に、なるほどと感じた私の視点で独自に調査を行ったものでございます。これは、町の防災を左右する重要なテーマで、このような課長の知見や経験というのは、町にとって大変貴重な財産だと思います。

私は、建設水道課が長年培ってきた技術的知見や災害に対する経験を、今後どのように組織として次世代へ継承していくとお考えなのかに大きな興味がございます。図面には描かれていない経験値というものは、決してマニュアルだけで継承できるような簡単なものではありません。そして、継承にはまだまだ多くの時間が必要なのではないかと感じておりますことを申し添えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、本日の議論が「未来へつなぐサステナブルタウン御代田」

がつくる新たな川の実現へ確実につながるよう、本日頂いた答弁の着実な実行を求めまして、私の一般質問の全てを終わりといたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告１番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前１０時５４分）

（休 憩）

（午前１１時０６分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告２番、赤田憲子議員の質問を許可します。赤田憲子議員。

（５番 赤田憲子君 登壇）

○５番（赤田憲子君） 通告２番、議席番号５番、赤田憲子です。

本定例会２番目の一般質問となります。

今回の質問では、災害時及び日常生活における町民の安全確保、そして美しいまちづくりという観点から、空き家対策、危険なブロック塀対策、通学路の安全確保に加え、猛暑対策としての町民への支援についてお伺いいたします。

空き家、ブロック塀については、２０２４年６月定例会でも取り上げておりますが、その後、２年が経過する中で、町の取り組みも具体的に進んできていると感じております。

今回は、その結果と現状を確認させていただくとともに、次の段階として、実際に安全性をさらに高めていくための取り組みについて伺ってきたいと思っております。

それでは、最初に、空き家の現状と今後の実行性ある対策について伺います。

空き家については、昨年６月定例会、またそれ以前の一般質問においても取り上げ、御代田町における空き家の実態や補助制度についての確認をしてきました。

その中で、町として空き家対策の補助制度は、比較的充実している一方、実態把握の調査が一定期間行われていなかったことなど、幾つかの課題も明らかになったと認識しております。

そうした中で、町が昨年１２月から本年３月末までの期間に、空き家の現地調査を実施されたことは、次の段階に進むための重要な取り組みであったと考えております。

その実地調査、今回、回覧板等でも周知されていたとおり、空き家と想定される住宅についての現地調査が御代田町として行われました。

前回の一般質問では、令和２年度末時点で２７２件の空き家を認定し、指導が必要な空き家は存在していなかったこと、また、空き家バンクについては、平成２７年度運用開始以降、６３件の登録があり、４２件の成約があったと答弁を受けております。それから５年が経過した現在、空き家として把握された住宅は何件あったのか。また、空き家バンクによる成果はどの程度あったのか。さらに、前回の調査結果と比べてどのような変化が見られるのか。現時点で把握している結果についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

御代田町では、平成２７年度に空き家実態調査を実施し、３９８件を空き家として認定いたしました。

その後、令和２年度及び令和７年度に追跡調査を実施した結果、除却や改修、居住再開などにより２１７件が解消され、平成２７年度調査で確認された空き家のうち、現在は１８１件が空き家として確認されております。

一方で、平成２８年度以降に新たに空き家となった建築物について、令和７年度に実態調査をした結果、２３５件を新たに空き家として認定いたしました。

この結果、現在の空き家は、平成２７年度調査分の１８１件と新たに認定した２３５件をあわせて４１６件となっております。

平成２７年度調査時の３９８件と比較しますと、１８件増加しており、増加率は約４．５％となります。空き家の解消は進んでいるものの、新たな空き家の発生がそれを上回っている状況であります。

調査方法につきましては、平成２７年度調査と同様に、御代田小沼水道事業及び佐久水道企業団が保有する上水道の閉栓、休止データや位置情報データ、固定資産税に関わる土地・家屋データ等を照合し、空き家の可能性がある建築物を抽出しております。

その後、現地調査を行い、外観上、人の居住実態が認められないこと、電気メーターが稼働していないこと、郵便受けに郵便物が滞留していること、樹木や敷地の

管理が適切に行われていないことなど、複数項目に該当する建築物を空き家として認定しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） それでは、空き家バンクの現状につきまして、産業経済課のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

令和8年6月1日現在の空き家バンクの登録件数は、事業を開始した平成27年5月からの累計で登録件数が75件、令和7年度登録件数は5件となっております。

令和4年以降は、毎年5件から10件の登録が継続している状況でございます。

また、事業実施から成約件数ですけれども、累計で売買が50件、賃貸借は5件となっております。

今後も移住相談と空き家のマッチングの連動性を高めるため、登録件数のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、固定資産税の通知に空き家バンクの登録のチラシを引き続き入れるとともに、それに加えて、地域おこし協力隊の活動として、空き家バンク登録を促す取り組みなども実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 調査の結果を踏まえまして、過去にあった空き家については減少傾向にありますけれども、新たに空き家と認定されていた部分もあるということで4.5%ぐらい、18件ぐらい新たに増えてしまったということで、また、ただ空き家バンクのほうに関しては、お話の数字を伺った限りでは、バンクに登録された方は、賃貸なり売却などという方向に進められて、空き家の解消にはつながっているのではないかというある程度一定の成果はあったのではないかと受け止めました。

また、そういった中でも新たに空き家というものがどうしても増えてきてしまうので、追いかけてこになっている部分もあるかと思えますけど、この取り組みをしていかなければ、どんどんどんどん増加傾向になっていくということが分かりましたので、すごく大切な取り組みではないかと考えます。

これまでのこの取り組みを踏まえ、さらに効果を高めていくための取り組みにつ

いて、次に伺いたいと思います。

前回の一般質問では、御代田町の空き家対策として、空き家改修事業、経費の2分の1、上限50万円、空き家整理事業、経費の2分の1、上限20万円、空き家解体事業、経費の2分の1、上限50万円といった御代田町の補助制度があり、これらを令和9年3月31日まで延長しているということを確認いたしました。

また、木造住宅耐震改修事業についても、県の補助金とあわせて最大150万円の補助が受けられるなど、制度としては一定程度整えられていると私のほうでは認識しております。

そこで伺います。

これらの補助制度は、実際にどの程度利用されているのか、空き家の解消や危険な家屋の減少にどのような効果が出ているのか、町としての評価をお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

御代田町空き家改修等補助金につきましては、平成29年3月に、御代田町空き家改修等補助金交付要綱を制定し、同年4月1日から施行しております。

制度創設当初は、空き家の解体を補助対象としておらず、空き家改修事業及び家財道具などの撤去事業を補助対象しておりましたが、令和3年3月に要綱を改正し、同年4月1日から空き家解体事業、空き家改修事業及び空き家整備事業を対象とする現行制度により実施をしております。

補助金の申請件数につきましては、平成29年度2件、平成30年度1件、令和元年度1件、令和2年度3件、令和3年度1件、令和4年度19件、令和5年度13件、令和6年度11件、令和7年度12件となっております。

数字を見る限り、要綱改正後、改正内容が浸透してきていることで、利用が顕著に増えてきております。

これまで補助制度を活用した家屋53件につきましては、再利用や解体後の建て替え等により、新たな活用が図られております。

平成27年度に空き家実態調査において認定された398件のうち、約13%が補助制度を活用した取り組みにより解消されており、一定の成果が表れているもの

と認識しております。

次に、木造住宅耐震改修事業につきましては、平成19年3月に御代田町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を制定し、同年4月1日から施行しております。

対象たる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法の住宅であり、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅について、工事後に一定の耐震性能を満たすことを条件として、耐震補強工事及び除却工事に対する補助を行っております。

耐震診断につきましては、制度施行以降99件を実施しておりますが、耐震改修の実績は、現地建て替えが3件、改修工事1件、除却1件の計5件にとどまっております。

この耐震改修工事につきましては、屋根の軽量化のみでは基準を満たすことが難しく、耐震金具の設置や壁の補強など、建物全体にわたる補強工事が必要となる場合が多いため、工事費が高額となる傾向があります。

このことから、耐震診断は実施するものの、実際の改修工事までは至らないケースが多い状況となっております。

木造住宅耐震改修事業は、地震に対する建築物の安全上の向上に資する重要な施策ではありますが、現時点では実施件数が限られていることから、空き家の解消への直接的な効果は大きくないものと考えております。

しかし、老朽化住宅対策にもつながることから、長野県が推進する低コスト工法等の情報提供を行いながら、耐震改修の実施件数の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 件数お伺いしまして、それなりにやっぱり、少しでも解消のほうにつながって、補助金を使って空き家のほうの改修につながっているということは、とてもいいことだと思うんですけど、先ほど答弁にもありました木造住宅耐震に関しては、やっぱり災害なんかあったときに人が下敷きになったりとか、あと通路が塞がれてしまって救助に影響があったりとか、やっぱり、ここもすごく大事なところだと思うんですけど、なかなかちょっと伸び悩んでいる部分もあったりということだと思います。

ただ、やはり、でも補助制度があることによって少しでも数が減ってきているということは、効果としてはいいとは思いますが、この効果をさらに高めていって、やっぱり件数を減らしていくってことにつながっていかないと駄目だと思うので、そのところをもうちょっと一緒に考えていけたらなあと考えます。

補助制度は、先ほど課長のほうからの答弁もありましたけど、あるだけではやっぱり駄目で、町民に知ってもらって、使ってもらって、初めて効果が出るものだというふうに考えます。

ですから、現在行っているこの補助制度に関しては、これはこれですごくいいものだと思うんですけど、それをどのように周知していくのか、その周知方法について、町としては、これは十分だと考えているのかどうか、また、この相談のしやすさについて、空き家になる前の段階での働きかけといったことについて、先ほどの件数にもありましたけど、新たに空き家として見つかった件数というのもやっぱり増えていくということがあると思うので、この空き家になる前の段階の働きかけっていうのもすごく大事だと思うんですね。その改善の働きかけに対したり、相談のしやすさ、また周知方法についての改善の余地はあると考えているのか、その辺りについてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

現在、空き家改修等補助金につきましては、広報紙及びホームページへ掲載し、制度の周知を図っております。

本年４月発行の広報やまゆり５月号において、補助制度の案内を掲載しております。

また、小諸市を除く町外在住で土地または家屋を所有されている方につきましては、４月上旬に発送した令和８年度固定資産税納税通知書で、補助制度及び空き家バンクに関する案内を同封し、周知を図っております。

このように、町といたしましては、広報紙やホームページ、納税通知書への同封など、各種媒体を活用した制度周知に取り組んでおります。

一方で、空き家対策をより効果的に進めるためには、民間事業者との連携強化が必要であると考えております。

例えば、相続等により土地や家屋を取得された方が売却や活用を検討する際には、不動産事業者へ相談されるケースが多いことから、事前に、不動産事業者へ町の補助金制度や空き家バンク制度を周知することで、所有者へ適切な情報提供が行われ、制度活用機会拡大につながるものと考えております。

また、長野県においても、不動産事業者や専門事業者と連携し、相続や売却相談の段階で補助制度を案内することで、空き家化の予防や早期対応につなげている事例があります。

御代田町におきましても既に実施している補助制度を有効に活用できるよう、民間事業者との連携による相談体制や周知方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） そうですね、周知方法については、それぞれの媒体でできる限りの周知をしているということですが、やはり、さらなる対策を検討していく必要があるというふうに私のほうでも考えます。

私のほうでもね、いろいろ調べましたら、例えば横須賀市のほうでは、空き家ワンストップ相談窓口を設置して、相談から活用までの一体的な支援をする制度ですとか、県内でも、先ほど多分、御代田町のほうでも調べられたと思うんですが、課長の方からの答弁もありましたけれど、松本市のほうでは、民間事業と連携して補助金制度や法務・税務相談などを一体的に行う仕組みなどを整えているんですね。

今のお話にもありましたけど、必ずしも町の中でやらなくても、民間事業者のほうとやっぱし連携して委託したりというようなことでやっていくんでもいいのではないかなと思います。その辺りも今検討されているということだったので、ぜひそこら辺のところが進んでいけばいいと思いますが、それでまた、あと法律のほうでも、令和6年4月から相続登記が義務化されるなど、所有者不明の土地を防ぐための制度も大きく動いています。

このような情報を町民の方に発信していくことでも、多少空き家対策のほうにつながっているのではないかと思います。

それで、今のほうで答弁いただいちゃったので、私としてもやっぱり御代田町と

しては、相談体制とか、あと整理の伴走支援の強化とか、それがさらには空き家になる前からの段階の予備的な取り組みについてつながっていくんじゃないのかなというふうに思うので、その辺の検討はあるのかどうかというところをお聞かせしていただきたいなと思っていたんですが、先ほどの答弁とプラスアルファで何かございますか。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

やはり、長野県内でも長野市をはじめ、近くでは上田市、松本市も大きい自治体で民間事業者を活用した取り組みをしております。

ですので、そちらの民間事業者を活用している自治体に赴きまして、そちらの実態とか、どういう方法でやられているとか、そういうものをお聞きしながら、御代田町の不動産事業者とか、あとは、まあ、専門事業者と言いますと、司法書士さんとか行政書士、あと金融機関も含めながら、皆さんと協議をして、どういった取り組みを進めていけば一番効率的なのか、効果的なのかというところを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） そうですね。いろいろな機関と連携を取って、町だけで何かをやるということではなく、横の連携、そういうものを取って、これらの仕組みですとか、周知も含めてですけど、町民の方に知っていただいて、空き家のほうを減らしていく、そういうふうなことの姿勢はすごく大事だと思います。

先ほどからのお話にもありますが、全国的に見ても、空き家というのはどんどんどんどん増え続けている状況にあります。

地域の安全や景観、またはその財政にも大きな影響を与える課題の一つだというふうに捉えております。

一方で、先ほどからの話にもありますが、空き家を活用し、新たな価値を見出している自治体も増えています。

御代田町では、第6次長期振興計画において、「未来へつなぐサステナブルタウン御代田」を掲げ、安心・安全なまちづくり・暮らしのまち、快適で環境に優しい

まちを目指す方向性が示されています。

まちの美しい景観を守り、町民が安心・安全に暮らし続けられるまちを目指す上でも、空き家対策は重要な取り組みの一つだと考えます。

今回のこの実態調査の実施や補助制度の継続については評価しております。

そして、また町としてもいろいろな民間企業ですとか、ほかのとの連携もこれから考えながら進めていくという、その姿勢もとても評価しております。

それらが本当に実際に空き家の減少につながっていく、これが一番大事なことだと思うんですが、町長としては、この空き家についてどのようなお考えをお持ちなのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

まず、広報の話が先ほど少し出ていたんですが、それに対する所見なんです、広報の課題というのは、この空き家対策のみならず、ちょっと従前の役場の広報の考え方、在り方では町民に伝わっていかないなという実感をあらゆる政策分野で感じているところでありまして、今、ホームページの改修、そしてこの改修によってどういった効果を得ていくのか、本当に町民に届く広報の在り方というところに踏み出していかなければならないと。こういう課題感を持って実際に今進めようとしておりますので、その結果も踏まえながら、またご意見賜ればありがたいなと思っているところでございます。

空き家対策の方向性についてでありますけれども、平成２７年度調査では４１６件の空き家を確認、そして、そのうち２１７件が解消されたというわけでありますので、空き家改修等補助金などの支援制度が一定の効果を上げているものと考えているところであります。

現在、町では、空き家改修等補助金、住宅断熱性の向上リフォーム補助金、木造住宅耐震改修補助金の併用を可能としており、条件によっては、最大１２０万円の補助を町から受けることができます。

過疎地を除いてこのような大胆な補助制度を持っている自治体はかなり少ないと自負しているところであります。今後も制度の利用状況や空き家所有者の意向等を踏まえながら、より効果的な支援策について検討してまいります。

一方で、空き家は防災、防犯、衛生、環境など、地域社会に様々な影響を及ぼすことから、現在実施している支援制度の効果を検証し、その充実を図るとともに、新たな取り組みについても検討していく必要があると考えております。

その一つとして、現在、国が推進する地方創生2.0の取り組みに位置づけられているふるさと住民登録制度の活用がございます。

この制度は、実際に居住していなくても継続的に地域と関わる関係人口を登録し、そのつながりを深める仕組みであります。

制度の活用により、地域情報の発信や交流機会の創出を通じて、御代田町への関心や愛着を高めることができ、将来的な移住・定住につながるものと期待されております。

また、もう一つ、例えば首都直下型地震などが起きた場合のバックアップを御代田でやっていくとか、そういったところは、もちろん御代田単独でできませんので、国との連携もしながらそういったこともできるんじゃないかと。首都圏で大きい地震が起きたときに、それをバックアップする場所が必要になりますので、そういったことも考えの一つにおいてもいいんじゃないかと思っていますところでございます。

第6次長期振興計画に掲げる安全・安心な住環境の形成と定住・移住の促進に向け、空き家の利活用や関係人口の創出を通じて、地域活性化につながる施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） そうですね、やっぱり広報に関しては難しい部分もありますけれど、効果が出る時は一気にばっと出たりということもあると思うので、今後そこら辺のところは期待していきたいと思います。

また、定住・移住ということで、今住宅を建てるにもかなりのお金がかかる状況で、新築よりもやっぱり中古住宅の人気もかなり出てきておりますし、そういう意味では、空き家活用ということも以前に比べて、国民の方、町民の方も空き家活用をして、そこをリフォームして住みたいという需要もかなり増えてきていると思いますので、その辺のところも十分生かしていただいて、御代田町のこれからきれいなまちづくり、安心なまちづくりにつなげていっていただけたらと思っています。

次に、通学路及び災害時の安全確保に深く関わる危険なブロック塀と通学路の安

全対策について伺います。

このうちブロック塀については、昨年６月定例会において私自身が一般質問で取り上げ、町としての実態把握と制度検討の必要性を共有させていただきました。

その後、町が具体的な調査に着手されたことを踏まえ、今回は、前回の質問を受けた次の段階として、現状と今後の対応について確認していきたいと思います。

前回の一般質問を受け、町では、町内全てのブロック塀ではなく、通学路及び緊急避難・緊急輸送に関わる道路に限定して調査を行ったと認識しております。

その結果、危険性のあるブロック塀はどの程度把握されたのか、現時点での調査結果についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まずは、ブロック塀調査の必要性について、これまで議会一般質問で赤田議員にお取り上げいただき、それをきっかけとして、町としての対策を進めてきた経緯がございます。

これまでこの問題にご関心をお寄せいただいていたことに心より感謝を申し上げます。

建設水道課では、令和７年９月１日から９月２６日までの間、教育委員会が指定する通学路及び緊急輸送路を対象としてブロック塀などの設置状況調査を実施いたしました。

緊急輸送路につきましては、国道１８号、県道小諸軽井沢線、こちらは浅間サンラインになります。及び県道佐久軽井沢線を対象としております。

調査に当たりましては、所在地及び所有者の把握を行うとともに、ブロック塀の延長や高さ及び厚さの計測並びに亀裂、傾斜、破損等の有無について目視確認をしております。

その結果、調査範囲内に２６２か所のブロック塀等を確認いたしました。

内訳としましては、通学路が２５４か所、緊急輸送路が８か所です。

また、通学路では、馬瀬口地区集落内が６２か所と最も多く、ついで、塩野区２７か所、広戸区２０か所、三ツ谷区１５か所、草越区及び豊昇区それぞれが１３か所となっております。

なお、確認しましたブロック塀等の全てが直ちに危険であるというものではなく、調査では、老朽化や劣化状況などを含めた設置状況を把握するためのものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 今回の調査につきまして、人員や予算の限りのある中で、まず命に直結する路線、そして子どもたちの命を守る通学路に絞って調査を行った判断は現実的であり、評価をするべき取り組みだと考えております。

その上で、今回把握された全体で262か所、すぐに倒壊の恐れがあるっていうものではないものも含まれているということですが、これについて今後どのように対応していくのかが重要になると考えます。

ブロック塀対策は、調査を行っただけでは危険は解消されません。どこから優先して進めていくのか、またどのような考え方で対策を進めていくのか、今後の基本的な方針についてお聞かせください。

また、国土交通省が示している事例では、補助制度に加え、相談体制や啓蒙活動などを組みあわせて進めていくことが重要であるともされております。

さらに近年では、前回の一般質問のときも申し上げましたが、強盗事件やいわゆる闇バイトによる犯罪も社会問題となっており、殺人事件なども起きております。

この防犯の観点から見ると、高い塀で囲まれた住宅よりも見通しがよく、周囲から見える状態のほうが安全性が高いとも言われています。

そうした意味でも、危険なブロック塀の撤去は、防災だけではなく、防犯の面からも非常に重要な対策であると考えております。

今回の調査結果を所有者への周知や相談対応、補助制度の活用などにつなげ、実際に危険なブロック塀を減らしていくために、どのようなステップで進めていくのか、補助金制度などを活用するお考えがあるかどうか、町としての考えをお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

ブロック塀等設置状況調査の結果、経年劣化による亀裂や傾斜など、安全対策が

必要と思われるブロック塀等が一部確認されました。

これまで、ブロック塀等につきましては、所有者の責任において適切に管理していただくことを基本としており、ホームページに国土交通省のブロック塀点検チェックポイントを掲載し、点検や必要な修繕等をお願いしてまいりました。

しかしながら、危険性が懸念されるブロック塀等について、撤去や改善に多額の工事費用を要する場合もあり、十分に対策が進んでいない状況も見受けられることから、町としましては、通行人等の安全確保を図る必要があるものと認識しております。

平成30年6月に発生いたしました大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀により尊い命が失われる大変痛ましい事故が発生しております。

道路沿いにあるブロック塀等が倒壊した場合には、子どもや通行人への危険だけではなく、緊急車両通行や避難活動への支障にもつながる可能性があります。

そのため、ブロック塀等の撤去に対する社会資本整備総合交付金事業の活用を視野に入れながら、対象要件や補助内容などの制度設計を進めているところであり、通学路や緊急輸送路のほか、公共性の高い箇所を優先しながら、交通対策の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、広報紙やホームページ等を活用し、ブロック塀の適切な維持管理や点検の重要性について周知・啓発を進めるとともに、通学路など、子どもの利用が多い道路につきましては、教育委員会などの関連機関と連携しまして、倒壊リスクが高いと判断したブロック塀等の所有者に対して、文書等による注意喚起や点検、撤去、改修の協力を依頼するなど、必要に応じて丁寧な説明や個別訪問、個別対応を実施しながら、危険なブロック塀等の減少に努めてまいります。

制度の詳細が決まりましたら、広報紙、またはホームページ、回覧等を通じまして周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 今回、その補助制度のほうもやはり、物価高騰もあって危険なブロック塀対応したいけれど、かなり金銭的にも厳しいという方もいらっしゃると思うんですけど、その補助制度のほうも整備されるという方向で決まりましたら、広報紙のほうにもということですので、具体的にもう御代田町としても動いている

というふうに私のほうは解釈いたしました。

このことによりまして、町民の皆様にとっても危険なブロック塀を見直すとてもよい機会になると感じております。

先ほど申し上げましたが、防犯の観点から見ても見通しのよい環境づくりは安全性の向上につながります。

今回の取り組みを通じて、町内の危険なブロック塀が一つでも多く解消され、町民の命を守る取り組みとして大きく前進することを期待して、次の質問に入らせていただきます。

次に、通学路の安全確保について伺います。

通学路の安全については、これまでも複数の議員からハード面の道路改良や歩道整備、ソフト面の交通安全指導など、様々な角度から指摘がされてきました。

町として対策を積み重ねてきたことは承知しておりますが、現在もなお、歩道がなく危険を感じる通路、見通しが悪くスピードが出やすい場所、児童が不安を感じながら通っている箇所が残っているという声も寄せられております。

まず、その現状について確認させていただきます。

令和4年3月定例会の黒岩議員の一般質問に対する答弁では、関係機関と連携し、定期的に合同点検を行い、その後の効果・検証も実施しているとのことでした。

現在も同様に、通学路における定期的な合同点検は行われているのか、また点検の頻度と内容について現時点での状況をお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） それでは、お答えいたします。

教育委員会では、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図る目的に、御代田町通学路交通安全プログラムを作成しております。

このプログラムに基づき、国土交通省、佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会などが関係機関が連携を図り、定期的に通学路における危険箇所合同点検を行い、対策を検討し、改善に向けた取り組みを行っております。

加えて、通学路と通学路以外の河川や用水路などを対象とした危険箇所についてもPTAと連携し、各区の危険箇所の把握に努めております。

また、これらとは別に、把握した危険箇所を基に、学校長、PTA役員、警察、

県や町の道路管理者などの関係機関が集まり、町内の危険箇所点検を実施しております。

これにより、通学路の安全点検としては、交通安全プログラムによる通学路の安全点検と危険箇所点検を交互に実施し、子どもたちの安全を守っているところであります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 現在も継続して合同点検のほうが行われているということで安心いたしました。

引き続き、継続して取り組まれることを期待しております。

次に、この点検結果と対策の実施状況について伺います。

直近の点検結果を踏まえ、実際に、どのような対策が講じられているのか。また今後、予定されている取り組みがあれば、あわせてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） それでは、お答えいたします。

直近の点検結果といたしましては、三ツ谷東交差点で交通量が多い上に、スピードを出す車両が多く、信号待ちの際に危険を感じるとの点検結果を受け、車道部分に車止めポールを設置し、対応した経過がございます。

また、雀ヶ谷交差点の信号から三ツ谷清万線では、交通量が増している上に、木々など車から見通しの悪いとの点検報告から、本年度、今あるグリーンベルトを北側の塩野の信号まで延長する予定となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 点検結果を基に対策が進められているということを確認いたしました。

今後にも必要な工事や改善が状況に応じて迅速かつ着実に進められていくことを期待しております。

次に、ソフト面での取り組みについて伺います。

令和4年3月定例会では、交通安全教室や見守り隊、PTAによる街頭指導など

の取り組みが行われているとの答弁がありました。

これらの取り組みは、現在も継続されているのか、また内容の見直しや改善が行われている点があればお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） お答えいたします。

小学校における登下校時の安全指導につきましては、全学年を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全教育支援センターや警察、交通安全協会の皆さんをお招きし、路上や横断歩道における歩き方など、交通指導を現在でも実施しております。

また、令和元年度からは、新小学１年生に対してヘルメットの配布を行い、安全対策を行っているところでございます。

登下校時の時間には、ボランティアとして協力していただいております見守り隊の皆様、特に交差点における見守りをしていただいております、教育委員会としても大変感謝をしているところでございます。

中学校では、交通ルールを守って登下校できるよう、日々の交通安全指導を通じて、安全に対する意識づけを行い、交通事故防止に努めております。

引き続き、学校、地域、関係の皆様と協力し、子どもたちが安全に安心して登下校できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○５番（赤田憲子君） 交通安全教室や見守り隊の活動は、子どもたちの安全を守る上で、非常に重要な取り組みだと感じております。

特に、見守り隊の皆さんが日々、地域の中で子どもたちを見守ってくださっていることに対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

こうした地域で支える取り組みは、日常だけではなく、災害時の助け合いにもつながる、大変大切な活用であると考えます。今後も継続されることを期待しております。

最後に、通学路の安全対策について伺います。

通学路の安全対策は、一度整備して終わりというものではなく、継続的に点検を行い、状況に応じて改善していくことが不可欠な分野だと考えております。

現在行われている点検体制が有効であれば、引き続き継続することが重要ですし、一方で、交通環境や生活環境の変化に応じて見直しや改善を柔軟に行っていくことも必要だと考えております。

そこで伺います。

通学路の安全確保について、これまでの取り組みを評価した上で、実際に危険を減らしていく段階に進めていくために、今後どのような姿勢や方針で取り組んでいるのか、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それでは、お答えいたします。

今後も通学路の安全につきましては、交通安全プログラムによる通学路の安全点検、また危険箇所点検の実施や学校における交通安全指導を継続して取り組んでまいります。

特に、緊急性の高い危険箇所につきましては、早急に対策を講じるとともに、その他の箇所につきましては、関係機関と連携し、計画的に対策を講じるなど、引き続き、子どもたちが安心して学校に通えるよう、通学路の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、通学路の安全に関しまして、児童・生徒及び保護者が危険だというふうに認識した場合には、教育委員会や学校に連絡するよう、今までもお願いしてまいりましたが、改めて、町校長会、また３校のＰＴＡが集まる機会であります御代田町連合ＰＴＡにおきましてお願いし、日々の登校が安全に行われるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○５番（赤田憲子君） 教育委員会としても通学路のほう、これからもしっかりと対応してくださるということに期待しております。

また、通学路に関しては、実際に通学路と認定されていない場所を子どもたちが通学に使っているというところもあるようですので、その辺りも通学路の見直しというところもしっかりとしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、猛暑対策としての住民税非課税世帯を対象にしたエアコン購入と設置へ

の補助金制度が設けられたことについての質問に入らせていただきたいと思います。

町民の命と健康を守る取り組みとして、まず第一歩を踏み出していただいたことは評価しております。

猛暑対策については、エアコン設置補助だけではなく、いろいろなことが考えられる中、その中の一つとして今回の制度が実施されたということですが、制度の中身を見る中で、本当に現場の実態と合っているのか、もう一步、現実には即した支援につなげられない、近づけないか、そういう観点からこの制度について伺います。

今回の助成金、住民税非課税世帯でかつ現在エアコンが設置されていない世帯を対象としております。

ただ、現状を見ますと、非課税世帯でなくとも、物価高騰や光熱費の上昇、子育てや家族を抱えている現状などから、エアコンの設置を我慢している世帯も少なくないのではないのでしょうか。

猛暑による健康リスクは、非課税かどうかだけで線を引けるものではないと感じております。今回の制度で支援対象を非課税世帯に限定した理由についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

4月から実施しているエアコン設置促進事業は、長野県が設けている長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付要綱に基づいております。

近隣でも現在、軽井沢町を除く各自治体でこの要綱に基づき実施をしているところです。

本事業は、長野県の要綱に示されているとおり、近年の猛暑による熱中症リスクの高まりを受け、県民の命と健康を守るために、市町村が実施する生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のエアコン設置に係る補助事業に要する経費に対して補助金を交付するものとされております。そのため、補助対象を住民税非課税世帯と生活保護世帯としております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 県の方針の下に進められている施策であること理解いたしました。

私としては、対象を無制限に広げることがよいとは思ってはおりません。財源には限りがありますし、町の財政運営とのバランスも重要であると考えています。

一方で、非課税ではないものの、実態として生活が厳しい世帯や子育て世帯、高齢者を含む世帯など、いわゆる非課税では拾いきれない層が存在していることも重要だと考えております。

現実的な範囲で対象を広げる可能性について、町として検討するお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えします。

内閣府が実施した令和7年消費動向調査によりますと、全国エアコン設置率は88.5%で、年収300万円未満世帯の設置率は83.9%となっています。

一方で、長野県内の生活保護世帯のエアコン設置率は、令和7年9月時点の調査で39.6%とかなり低い状況となっています。

今回のエアコン設置促進事業は、これらの結果を踏まえて、長野県で対象範囲を定めたものであります。

ご質問にありました一定の所得基準まで対象を拡大してはどうかということにつきましては、長野県で制度改革をした場合はともかくとして、町独自に対象を拡大する考えはございません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 対象拡大につきましての線引きは、今お聞きした設置状況などを見ても結構高い数字が出ていることとか、あと、まあ、事務的負担とかいろいろな課題もあるかということは理解できます。

でも一方では、非課税世帯以外でも支援が必要な方がいるという現実があるということも、今後の課題の一つとして一緒に共有をさせていただければと思います。

近年、猛暑は、異常ではなく常態となりつつあり、今後も対策の重要性は高まると考えています。また、エアコンの省エネ基準の変更や物価上昇なども含め、今後設置のハードルが上がっていくことも想定されます。今回の制度を一時的な支援として考えているのか、それとも今後も継続的な課題として捉えているのか、町の考

え方をお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

来年度からエアコンの省エネ基準が変わることや国際情勢などがエアコンの設置にどのように影響してくるか、現時点で予想は難しいと考えております。

このような状況の中、今回のエアコン設置促進事業は、近隣の小諸市及び佐久市では申請受付期間を6月30日までとしておりますが、当町では9月30日までと、2市と比較して3か月長くしております。

申請受付期間を長くすることで、少しでも多くの世帯に設置してもらおうという趣旨であります。

また、本事業は自己負担も発生するため、どのくらいの世帯でエアコンの導入が進むか、見通せない部分もあります。

このことから、事業の継続性につきましては、今後の長野県や近隣自治体の動向と、町の実績を踏まえて判断していきたいと考えております。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5番（赤田憲子君） 今後のことを考えていきたいということと、あと期限を、申請期間を他の自治体よりも長く設定していただいていることについては、町としての配慮であると評価したいと思います。

エアコンの設置が進むこと自体は、町民の健康を守る観点からも重要な取り組みであると考えます。

時間の関係で、次の二つの質問をあわせてちょっと質問させていただきたいと思います。

今、次の質問として、この助成の対象となる内容について確認させてください。

今回の助成は、エアコン本体の価格と設置工事を含めた合計額の3分の2が補助対象になるという理解でよろしいのでしょうか。また、対象となる機器や工事内容は、実際の設置実態に合ったものになっているのか、町の認識をお願いいたします。

次の質問もあわせてお願いしたいんですが、補助金の上限額は4万8,000円とされていますが、この金額については、国の交付金を活用した設計であるということとは理解しております。

その上で、現在の市場価格や設置費用を踏まえた際に、この金額の設定が実情に合ったものとなっているのかどうか、この設定根拠についてお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

本事業の補助対象経費には、エアコン本体のほか、取付工事費用も含まれており、住民税非課税世帯では、補助対象経費の上限額 7 万 3,000 円として、その 3 分の 2、1,000 円を切り捨てて、4 万 8,000 円が補助金の上限額となっております。

次に、対象となる機器であります。家庭用品品質表示法施行令に規定しているエアコンディショナーで、具体的には壁かけエアコン、床置き型エアコン、ウインドエアコン、ポータブルエアコンとされていることから、現在存在する全ての形式のものが網羅されていると考えております。

本事業の補助対象経費の上限は、長野県が生活保護制度における冷房機器購入費用の上限額を基に設定しており、その額が 7 万 3,000 円であることがあります。

このことから、生活保護世帯に関しては、7 万 3,000 円を補助対象経費の上限として、県が 10 分の 10 負担することとされております。

住民非課税世帯に関しては、7 万 3,000 円の上限額に対して、県が 3 分の 1、市町村が 3 分の 1、申請者が 3 分の 1 という負担割合とされております。

したがって、先ほど申し上げたとおり、県と市町村の負担額を合わせた 4 万 8,000 円が申請者への補助金の上限となっております。

本事業が生活保護制度における冷房機器購入費用の上限額を基に設定されていることに鑑み、現時点では見直しは考えてございません。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田憲子議員。

○5 番（赤田憲子君） 設置内容、機器については、実際の現実にあったものであるということが理解できました。

また、上限額についても理解できましたので、この制度が皆さんに行き渡って、一人でも多くの方たちが夏涼しく、安全に暮らしていけるようになることを願っております。

最後になりますが、今回のこのエアコン設置に関しては、この猛暑対策の一つの手段として評価のできるものでありますが、これが全ての町民に対応できる対策ではないという側面もあると感じております。

今後は、公共施設の活動用の環境整備なども含め、それぞれの事情に応じた対策を組み合わせながら、総合的な猛暑対策を進めていくことが重要であると考えます。

そこで最後に、時間いっぱいいっぱい構わないので、町長のお考えを伺いたいと思います。

猛暑対策すごく重要なことで、昨年９月には公園のミストシャワーなどについてのお考えもお聞きしたんですが、全体として、町民全体に対するこの猛暑対策、どのように考えているのか、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

今年も既に県内多くの地点で３０度を超える真夏日となっておりまして、猛暑対策は住民の生命、健康を守る上で欠かせないものとなっております。

このような中、町としては、学校や公共施設への冷房整備、また今回のようなエアコン設置に対する補助制度ということもありますけれども、そういったことだけにとらわれずに対策を考えていかなければならないと考えております。

本年４月からは、農業者向け猛暑対策支援事業により、熱中症予防のため、冷房機能付作業服等の購入補助制度を設けたほか、最近では、熱中症対策及びプラスチックごみ削減を目的とし、役場の町民ホール、御代田駅、エコールみよた、Ｂ＆Ｇ海洋センター、やまゆり体育館、そして町内小・中学校にウォータースタンドを設置いたしました。

このスタンドは、どなたでも無料でご利用いただけますので、ボトルとか水筒をご持参の上、ぜひお気軽にご利用いただければと思います。

とらわれずという先ほどの言葉でしたけれども、やはり猛暑対策、これまで必ずしも自治体で、各自治体での例の積み上げというのは、これは全国的にまだまだ十分ではないという捉え方をしております。

まあ、答弁の用意としては、実は他自治体の事例なども参考というふうに書いてあるんですけど、ただ私としましては、先ほどもとらわれずという言葉がありま

したけれども、やはり御代田町自体としてきちっと独自に考え、この御代田町の状況に合ったこれまでにない対策をこれから一生懸命検討し、実行に移していく必要があると考えておりますので、また皆様、赤田議員はじめとしまして、議員の皆様、また町民の皆様のご助言も頂きながら、これまでにない対策を進めていくということをお約束申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 赤田議員に申し上げます。

制限時間が近づいていますのでまとめてください。赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 時間配分がちょっと悪くて申し訳ございませんでした。

様々な課題がある中でいろいろな施策をしていただいていること理解できました。

引き続き、町民の命と健康を守るために猛暑対策だけではなく、ほかの対策も含め、町長が今お話しいただきましたけど、いろいろな対策を進めていただくことを期待して、私の一般質問の全てを終了といたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告2番、赤田憲子議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時05分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告番号3番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（8番 山本今朝和君 登壇）

○8番（山本今朝和君） 通告番号3番、議席番号8番、山本今朝和です。食品をはじめ、大幅な物価の高騰、農業資材の受注中止等、先行き不透明な状況下で令和8年度の野菜出荷が始まりました。当初は低価格スタートとの予想の中で、今年も苦戦を強いられそうな状況です。

そんな中で、1974年のジャガイモ以来、半世紀ぶりにブロッコリーが指定野菜の仲間入りをしました。20年前の作付面積の1.7倍、面積で1万700ha、出荷量は1.8倍の14万6,400tと伸びました。現在は、8県21地区の産地となり、15品目めの指定野菜になりましたが、ほかの指定野菜との比較で消費量、

出荷量とも遜色ない数字にあるとのこと。多くの皆さんにブロッコリーを食べていただき、応援をお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

主要地方道佐久軽井沢線の１８号線「馬瀬口」の信号から、かりん道路の交差点、「小田井北」の信号までの道路歩道の整備についてお聞きをします。

この区間については、これまでも地域住民から道路歩道整備の要望を繰り返し出されており、その都度、県道であるため県に要望しているとの町からの回答でしたが、長年にわたり、大きな進展が見られない状況です。

近年は、軽井沢方面への通勤車両の増加により、交通量も増えており、朝夕を中心に通行環境は大きく変わってきています。

また、周辺では、アパートや住宅も増え、今後さらに交通需要の増加が見込まれます。

また、高校生の自転車通学として、馬瀬口、三ツ谷、塩野、乗瀬方面からも多くの生徒が見受けられますが、歩道未整備区間や路肩の狭い道路環境により危険を感じる場面もあります。

さらには、本路線は、浅間山の噴火災害等における避難道路としての役割を担う重要な道路であり、防災面からも安全性の向上が必要と考えられます。

これまで町として、県へどのような要望活動を行ってきたか、経過をお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

主要地方道佐久軽井沢線は、馬瀬口区創作館近くの国道１８号との交差点、馬瀬口から佐久市岩村田方面へ通じる幹線道路であり、通勤通学をはじめ、物流や地域間交通を支える重要な路線となっております。

特に、馬瀬口交差点から佐久市境までの区間につきましては、歩道未整備区間が存在し、歩行者の安全確保が大きな課題であると認識しております。

また、近年の道路交通法の改正により、自転車は車道通行が原則であることが改めて明確化されており、自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保も、これまで以上に重要になっております。

町といたしましては、これまでも当該区間の危険性を重く受け止め、継続的に県へ要望活動を行ってまいりました。

具体的には、令和４年度以降毎年度、佐久建設事務所に対する県単要望を実施するとともに、令和６年度には県議会危機管理建設委員長への陳情を行いました。

さらに、昨年度には、町長が長野県建設部長へ直接要望書を手渡し、協議を行ったほか、町村会を通じた情報共有や要望活動も実施してまいりました。

その中で、令和７年１１月の町長による直接要望の際には、県から、現在進めている通学路緊急点検等の交通安全対策事業は、令和８年度までの期限付事業である。本区間は対象外となっていることから、直ちに事業着手できる状況にはないとの見解が示されております。

以上が、県への働きかけと、これまでの経過でございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○８番（山本今朝和君） 主要地方道佐久軽井沢線は、重要な幹線道路の位置づけがされているとのことで、町長自ら要望活動をしていただいていることが分かりました。

県では、令和８年度の期限付交通安全対策事業中であり、本区間は対象外のため事業着手できる状況にないとの見解が示されているとのことで、経過については分かりました。今後も引き続き、働きかけをお願いいたします。

そこで、今後、整備促進に向けてどのように働きかけを行っていくか、具体的な対応をお聞かせ願います。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

当該区間は、小中学生の通学路指定には至っていないものの、地域住民をはじめ高校生や自転車利用者などが日常的に利用しており、交通量も多いことから、安全対策の必要性は高いものと認識しております。

また、自転車を利用する高校生が、この路線を避けて旧中山道から遠回りしているとの声を伺っており、安全対策への潜在的なニーズは、表面に見えている以上のものがあると認識しております。

また、道路交通法の改正により、自転車は車道通行が原則であることが改めて明

確化され、自転車利用者の安全確保の観点からも、道路空間の整備が重要であると考えております。

本格的な歩道整備には一定の時間を要することから、当面の安全対策も含め、県に対し継続的に働きかけを行ってまいります。

一方で、通学路指定されていない区間につきましては、国庫補助の採択において優先順位が下がりやすい状況にあることから、単に危険であるため整備してほしいという要望だけではなく、交通量や利用実態など事業化に必要な情報整理を進めることが重要であると認識しております。

国の交通安全対策に係る集中支援期間は令和８年度までとされておりますが、令和９年度以降は、防災安全交付金などの活用も視野に入れながら、交通安全対策のみならず、自転車利用環境の改善や安全な道路空間の確保といった観点も踏まえ、事業化に向け、県への働きかけを継続してまいります。

町といたしましても、県とも連携しながら、必要な情報整理や地域意見の集約に取り組むとともに、関係する地元議員や区長皆様にもご協力をお願いし、地域と一体となった要望活動につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○８番（山本今朝和君） 町では、事業化に必要な情報整理を進め、県と連携しながら情報整理や地域意見の集約に取り組むということで、地元としても要望活動等、ご協力できることは積極的にご協力いたします。ぜひ要請いただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。農業生産資材、農業設備の資材等の高騰についてお聞きをします。

中東情勢の緊迫感に伴うナフサ由来の不足が懸念されています。既にハウス用ビニールやマルチフィルムなどナフサ由来の農業資材について、４月以降、２０％から４０％以上の大幅な値上げがされています。

農水省は、農業物価指数について３月の値を発表しました。２０２０年の価格を１００とすると、資材全体の指数は１２９．５で過去最高ということでもあります。特に、燃料の高騰が影響していると思いますが、光熱費の指数は１４３．９と最大ということでした。世界経済を大きく揺さぶる、各国でも不安を抱えながら、先の

見えない状況となっています。

特に、梱包資材の発泡スチロールは高騰の筆頭です。当町でもブロッコリーの出荷には発泡スチロール資材を使っているので影響を心配しているところです。

さらに、肥料原料は、円安もあり、価格は高騰しています。資材の調達も困難を極めているようです。

このような大変厳しい状況下で、令和８年度の出荷が始まりました。今年の５月上旬の昨年同期比出荷量では９４％、これは、日照りの関係が相当影響しているかと思いますが、例年より６％ほど下がっています。販売価格については１３２％ということで、昨年同期と比べて３２％のアップということになっておりますが、昨年度はスタート時、葉物野菜の廃棄事業等があり、通年より相当低い価格でスタートをしておりますので、１３２％を鵜呑みにはできない現況かと思います。

政府でも、農業資材高騰支援について検討されているようです。これら支援策が農業者全員に行き届くよう、町でもご支援をお願いいたします。町の支援策をお聞きます。

あわせて、今年度から始まった農業者猛暑対策支援事業助成金の申請状況についてもお聞きをいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） それではお答えいたします。

まず、農業者猛暑対策事業補助金の申請状況です。６月３日現在、１９件、４１名の方の申請を受け付けており、補助金額で申し上げますと３７万７,０００円でございます。５月に入り暑い日が増えたことがきっかけで、申請件数が増えてきたものと考えております。

農業生産資材の高騰による農業経営の厳しい状況については、町としても重要な課題として捉えているところでございます。ご指摘のとおり、肥料、燃料、農薬などの生産資材費の高騰は、令和３年頃から続いておりますが、今般の中東情勢の悪化から、さらなる混乱が生じ、農業だけでなく、私たちの生活にも深刻な影響を及ぼしているところでございます。

加えて、降ひょう、豪雨、猛暑、長雨など気候変動の影響も重なり、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。特に、生産コストが上昇する一方で、農

産物の販売価格は、必ずしもそのコストを反映していないため、農業所得の減少が続いており、農業経営の維持が困難な状況が起きていると認識しております。

農業用資材については、農協等が在庫管理を適正に行っているため、すぐに逼迫することはありませんが、中東情勢が長期化すれば、令和８年秋生産用のマルチなどの資材費に影響を与える可能性があります。こうした課題は全国的な問題であり、長期的な対策が必要となるため、町単独で支援策を講じることには限界があります。

国は、災害など市町村が予測できなかった突発的な対策に対して安定した行政サービスを提供できるように特別交付金を交付しています。令和７年度の算定項目には、原油価格高騰対策に要する経費があり、交付される額は、特別交付税の算定の基礎とするべきものとして、市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち総務大臣が調査した額に０．５を乗じて得た額としています。

今回の資材高騰については、原油由来の製品が多いため、原油価格高騰が主な要因と考えられます。また、野菜の輸送費も原油価格高騰の影響を受けております。そのため特別交付税措置の令和８年度の算定基礎項目が８月に示されることから、特別交付税による原油価格高騰対策に対する支援策が検討できるか調査するとともに、広く物価高騰対策として対応できるよう国に要望してまいります。

さらに、令和５年から続いている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続実施についても要望してまいります。

農業は、御代田町の基幹産業であり、その持続可能な発展は、地域経済全体に大きな影響を与えます。農業者の皆様と一体となって、この難局を乗り越えるべく、引き続き最大限の支援ができるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○８番（山本今朝和君） 大変厳しい状況の中で頑張っている農業者に、少しでも希望の持てる支援をお願いいたします。

農業者猛暑対策支援事業の防熱対策服については、私も購入し、使ってみました。半袖タイプのものですが、背中の方が汗をかかない状況で、半日ぐらい使っても平気でした。ただ首から上の部分が露出していますので、この部分は汗をたっぷりかきますので、これが流れ込んでいて、ちょっと気持ち悪いかなという部分はありましたが、猛暑対策には十分効果があるというふうに思っています。多くの農

業者に使っていただき、猛暑に負けないで生産活動を続けていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

農業設備の資材や農業機械の高騰により、設備や農業機械の更新のための資金繰りがつかず、更新を断念し、足踏みをしております。農作業の効率化を進めるために、また労働力不足を補うためにも、農業機械の更新は欠かすことのできない事項です。

農業機械も年々改造され効率化が図られます。また、農業施設では、かん水施設、材料保管用倉庫などがあります。特に、かん水施設は葉物野菜の生産をしていくためには欠かせない水源であります。特に、今年のような干ばつの年は、絶対に必要な施設です。組合単位で組合員が点検修理等を行い、維持管理をしています。

故障や大きな修理が必要な場合、町の協力により補助金などの手当により修理がスムーズにできております。令和8年には、2施設が送水ポンプの寿命による故障、これは稼働40年以上経過したものですけれども、ついに今年は2施設で故障をしてしまいました。

それから、深井戸の井戸の掘り直しが必要なところが2か所ありまして、都合4か所の施設は、今年、来年にかけて修理ができる見通しが立ちました。もちろんご協力に感謝いたします。今後とも継続的にご協力をお願いいたします。

法人では、農業機械や農業施設等の買換えには補助金を使っているようです。個人の農業者は申請が難しく、なかなか補助金交付を受けにくい状況があると思います。

以前、産業経済課長の答弁の中で、小規模個人農家の場合は規模拡大等のポイントが低いため、同時に申請が出ている農業法人と競い合うことが厳しいとお聞きしました。しかし、町の主体農家は小規模農家が多く、多くの農家が個人投資で機械の更新をしています。機械の老朽化が進んでも、高齢化や価格高騰により買換えができない状況にあります。ますます農業人口は減少してしまいます。

農業施設の資材や農業機械の高騰により、買換えができなくなっている現状があります。農作業の効率化を有するため町の支援策についてお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君）　お答えします。

町では、農業者の肥料や農薬等、資材費の物価高騰等の影響に対する支援策として、国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和7年度に繰越事業として、農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金事業を実施したところでございます。

農業の現状につきましては、令和7年度当初の主要品目でありますレタスやキャベツなど葉物野菜は価格低迷が続き、一時は出荷調整まで行われてしまいました。このような状況でも、栽培に必要な肥料や農薬などの農業資材費の価格は高騰し、また、夏場の猛暑の昼間の作業において、熱中症のリスクを高めるなど、農作業を取り巻く環境は悪化しております。

以上のことから、町では農業者の熱中症リスクを低減し、農作業環境を改善するため、本年4月より農業者猛暑対策支援事業補助金をスタートさせました。申請状況につきましては、先ほどお答えしたとおりです。

町の財政規模で、こうした農業者の身近な困り事に対する補助を実施する余地はある一方、ご質問のように金額の大きな支援策につきましては、かなり困難と認識しております。

令和7年6月議会の一般質問でお答えしましたとおり、例えば、農作業に欠かせないトラクターを購入する場合、100馬力のものの購入価格は約1,400万円と高額です。これを町が単独で継続的に補助することについては、難しいと考えております。

こうした農業機械の導入に関しましては、国が、担い手確保・経営強化支援事業補助金など補助事業を実施しております。また、県では、機械や家畜を購入したいときや新しい技術を取り入れたいとき、農地を買い入れたいときなど、農業を営む人たちをバックアップする低利の融資事業を実施しておりますので、これらの制度をさらに広報し、利用いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

農業機械等の導入については、財政面において町単独で実施することは、なかなか厳しい状況でありますので、国や県の支援を、引き続き要望してまいる所存です。

以上です。

○議長（内堀喜代志君）　山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君）　町の農業振興への積極的な取り組みは前々から感じておりまし

て、大変ありがたく思っているところでもあります。町としても重要な課題として捉えていただいております、さらに、国や県に物価高騰支援対策を継続して要望していくとともに、町の基幹産業である農業を持続可能にすることが地域経済発展につながることを思います。引き続き最大限のご支援をお願いいたします。

町の支援策等について、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

産業経済課長の答弁のとおり、農業機械等の導入については、財政規模の問題から、町単独で実施することは難しい状況であります。農業政策に関するもののみならず、国県補助金について積極的に活用していくのは、これまでと変わりません。国や県の制度をしっかりと調査し、町として補助金をしっかりと獲得していく努力を、今後も続けてまいります。

農業政策に関して、昨年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を農業者に優先して配分しました。また本年度は、身近な困り事の対策として、農業者猛暑対策支援事業補助金を開始したところであります。

しかし、それを上回るペースで物価高騰等の状況が進んでおり、御代田町としては、これまでの自治体の前例に捉われないような農業者の支援策が必要ではないかと考えているところであります。

特に、資材価格の高騰に関しては、仮に、近隣自治体が取り組まなくても、御代田町が単独で取り組んでいく覚悟を持って御代田の農業を守ってまいりたいと考えているところでございます。

ぜひとも議会の皆様、町民の皆様のご理解、ご協力に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山本今朝和議員。

○8番（山本今朝和君） 町の農業振興への積極的な取り組みをいただいていることを感じました。日頃のご支援に感謝申し上げ、引き続き農業振興に取り組んでいきたいと思っております。

以上で、通告3番、山本今朝和の一般質問を終了いたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告３番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

通告４番、千葉信一議員の質問を許可します。

千葉信一議員。

（１番 千葉信一君 登壇）

○１番（千葉信一君） 通告番号４番、議席番号１番、千葉信一です。今回は幸せの４番を引かせていただきました。不吉と言われている数字ですが、４という数字は、四葉のクローバーのように幸運の象徴とも言われております。今日が４月４日であれば、記念日に制定されている幸せの日になるのですが、きょうは４日の４番と、偶然にも４並びになりましたので、勝手に幸せの日に位置づけて一般質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は２本柱にて通告させていただきます。

１つ目は、脱炭素についてです。２つ目は、２０２７年度問題についてということでお伺いさせていただきたいと思います。

さて、本題に入りますが、２０２０年１０月２６日の臨時国会で、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする２０５０年カーボンニュートラルが発表されました。温室効果ガスの排出が増えたことで地球温暖化が進み、海面上昇、砂漠化の拡大、異常気象など悪影響が見られるようになっております。

御代田町でも、地球温暖化対策推進法第１９条第２項及び第２１条に基づき、御代田町長期振興計画における地球温暖化対策を具体的に推進していくための計画、御代田町カーボンニュートラル推進計画が示されております。その計画期間が２５年度から２０３０年度とし、目標年度は２０３０年度、２０４０年度、２０５０年度としております。

本計画の対象としては、日本国内の温室効果ガスの割合が一番大きいＣＯ_２を対象としています。

御代田町の地域の特徴は説明するまでもありませんが、行政区域面積のうち山林が５４％と占めており、次に畑、宅地と続いております。また、御代田町カーボンニュートラル推進計画策定のため、町民向け基礎調査を実施し、将来、取り組みができそうかと質問には、半数以上が「取り組みそう」と回答を得ています。そのうち、「補助金があれば取り組みそう」との回答が半数以上、また、事業者回答も同様で、「取り組みそう」の半数以上が、「補助金があれば取り組みそう」の回答が

出ていました。

温室効果ガス排出の状況は、御代田町は人口増加傾向が今後も見込まれていることから、家庭のCO₂排出量は増加傾向になるとまとめられています。

先月の国勢調査の発表でも、御代田町は人口増加につながった結果が出ており、また、人口が1万7,000人に到達するなど非常に喜ばしい話題もありますが、一方、CO₂排出量はどのように推移しているのか、非常に興味が湧いております。町域から排出される温室効果ガス排出量の削減を図るために、町でも新エネルギー導入を推進しておりますが、御代田町新エネルギー導入奨励金の交付対象設備は、事業を開始してからどのくらいの実績があるのかお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

新エネルギー導入奨励金は、環境負荷の低減及び地球温暖化対策の一環として、町民の皆様による新エネルギー設備の導入を推進することを目的とし、平成18年度から制度を開始いたしました。

現在の交付対象設備は、小型風力発電設備、小水力発電設備、天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車等のクリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション設備となります。

続いて、事業を開始した平成18年度から令和7年度までの実績につきましては、太陽光発電設備が546件、太陽熱利用設備が22件、クリーンエネルギー自動車が266件で、クリーンエネルギー自動車の内訳といたしましては、平成18年度から平成27年度までは、ハイブリッド車が含まれているところです。

また、平成23年度から電気自動車が補助対象となっております。

天然ガスコージェネレーションは2件で、合計836件、累計交付額は7,926万円となります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君） かなりの利用実績があることが確認できました。

太陽光発電設備に関しては、平成18年、2006年から令和2年、2020年まで約15年間、補助対象としており、単純に計算すると、1年間約30件のペー

スで実施があり、少し驚いております。この頃は、今のような情勢ではなく、比較的落ち着いた挑戦のタイミングだったのかもしれませんが。

しかしながら、2020年度以降、資源価格の高騰や記録的な円安などを背景に、値上がりが急速に広がりました。今後も高い水準での物価上昇が続くと見込まれております。

また、カーボンニュートラル推進計画の導入目標にて、御代田町では建物系の太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーの導入を推進すると記載はありますが、現時点、太陽光発電に対する補助金はあるのか、なければ、今後の考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

現在、当町において太陽光発電設備を対象とした補助金制度はございません。以前、御代田町新エネルギー導入奨励金において、太陽光発電設備を補助対象としておりましたが、令和2年10月から対象外といたしました。

対象外とした主な理由は、国が導入した固定価格買取制度、F I Tがございます。F I T制度により太陽光発電で発電した電気を一定期間固定価格で電力会社が買い取ることが保証されるようになります。これにより、太陽光発電設備の導入が市場メカニズムで進むようになり、また太陽光発電による売電を目的とした投資としての考えが広く定着したことがあります。しかし、町の支援目的である地域内での自家消費による脱炭素化の促進と実際の設置目的との間に乖離が生じました。このため制度の適正化を図った経緯がございます。

次に、今後の考え方についてでございます。

現在のところ、F I T制度が継続されている限り、太陽光発電設備単体での補助再開は予定しておりません。理由としましては、固定価格買取制度により初期投資の回収が一定程度保証されており、町が改めて補助を実施することは二重補助となると考えるためです。

しかし、太陽光発電の導入目的は、売電型から、太陽光発電と蓄電池の組み合わせによる自家消費型へとエネルギーの自給自足指向が高まっております。

町といたしましても、カーボンニュートラルの実現に向け、再エネの導入促進は

極めて重要な課題であると認識しております。今後の補助制度の在り方につきましては、太陽光発電単体への助成ではなく、蓄電池や電気自動車の蓄電池から家庭電力を供給するシステム、V2Hなどと組み合わせた災害時におけるレジリエンス向上や自家消費の最大化に資する仕組みなど、町が目指す脱炭素社会の実現に向けた実効性のある支援策について、近隣自治体の事例も参考にしながら検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君） 太陽光発電に対する補助が令和2年10月までの理由も確認ができました。確かに、太陽光発電の動き出しは売電の印象が大きかったと私も記憶しております。委員会にて視察に行きました栃木県高根沢町も、太陽光発電設備プラス蓄電池のセットにて補助がされておりました。この組合せは、停電が数日続くような大規模災害でも在宅避難を現実的にする、とても有効な備えになるようです。防災目線でも導入促進として補助制度を前向きに動いていただきたいと考えます。

なお、太陽光発電設備は、2040年問題の一つとして、ごみ問題もあるようです。増えれば増えるほど問題が大きくなってしまう可能性があるのですが、今最新版の設備フィルム型ペロブスカイト太陽電池が一日も早く実用化になることを私は非常に楽しみにしております。市販されたら、蓄電池とセットで購入したいと思えますので、その時までには補助ができるような制度を構築いただければと思います。よろしく願いいたします。

また、新エネルギー導入推奨金は、上限10万円を交付しているが、物価高騰もしている現状で、上限金額を上げることは考えていないのかお聞かせいただきます。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

新エネルギー導入奨励金につきましては、クリーンエネルギー自動車をはじめ、小型風力発電設備や小水力発電設備など様々な設備を対象に、現在、一律10万円を上限として奨励金を交付しております。

本奨励金の上限額につきましても、平成21年度に、国県等の補助金を併用する場合は上限5万円という要綱を撤廃し、一律10万円に上限額を引き上げた経過が

ございます。

ご指摘の物価高騰による上限額引上げにつきまして、小型風力発電設備、小水力発電設備、天然ガスコージェネレーション設備は、町の補助金のみとなりますが、クリーンエネルギー自動車につきましては、国による補助金制度が整備されており、本奨励金とあわせて活用することで、経済的負担は一定程度軽減されていること、また、本奨励金制度は、幅広い再エネ設備の導入を広く支援する公平性を重視していることから、現在のところ上限額の引上げを直ちに実施することは考えておりません。

しかしながら、近年の物価高騰が及ぼす影響については重要な課題と認識しております。今後は、導入費用の推移や国の補助制度を注視しつつ、本制度が、より効果的に機能するよう、制度の在り方について検討を続けてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君） 4月から、食品、飲料、電気、ガス、社会保険料、たばこ等そして、中東情勢の不安定が、町民にも足になっている車のガソリン等、値上がりが続いた期間もあり、厳しい状況の中で生活していると感じます。温室効果ガス排出を減らすためにも、ぜひ制度の在り方について見直しを進めていただきたいと感じます。

続きまして、皆さんもご存じかと思いますが、県内全ての新築住宅にZEH水準が義務化される。全国で初めて県条例で高断熱や省エネを求めるものです。

県は、再生可能エネルギー発電設備の普及などに踏み込んで取り組むとして予算を作成しております。2028年度以降、県内新築される全ての住宅を対象に、断熱性が高く、消費エネルギー量を抑えたZEH水準の適応が義務付けられるものです。

そうしますと、現在、工事が進行している旧庁舎跡地に建設されていくのは、ZEH水準を満たした住宅になると想定されます。

既存住宅には直接の義務がありませんが、省エネを高めることで資産価値を上げるチャンスがあるようです。ぜひ皆さんも検討してみてはいかがでしょうか。

また、町では、2025年4月21日、御代田町は、カーボンニュートラルのまちづくりに向け、長野都市ガス様と連携協定を締結、カーボンニュートラルのまち

づくりに向けた取り組みのトータルコーディネートに関する事項と締結してから
1年経過しますが、締結内容について、何か行動されたことはありますでしょうか。
お聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

長野都市ガス株式会社様とは、令和7年3月に策定した御代田町カーボンニュートラル推進計画を効果的に推進するため、令和7年4月にカーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定を締結しました。連携協定締結後、令和7年度の活動といたしましては、4月に連携協定締結後、御代田町茂沢にある東京ガスの森開山式及び視察をしてございます。こちらは、長野都市ガス様の関連親会社であります東京ガス様の取り組みの中の共有というところで参加をさせていただいております。

その後、9月に御代田北・南小学校の5年生及び6年生を対象とした「環境教育 みんなでエネチャレ」の実施、11月、東京ガス横浜テクノステーションの視察、また、長野都市ガス株式会社、中山社長様と小園町長の対談を行っております。

12月につきましては、2日間にわたる町内職員向けのカーボンニュートラル勉強会及びグループワークを含めたカーボンニュートラル講座の開催、令和8年2月には、町内大規模工場へのカーボンオフセット都市ガス導入に向けたヒアリングの実施、以上が長野都市ガス株式会社様と締結した連携協定による令和7年度の活動実績となります。

なお、連携協定の事項といたしましては、カーボンニュートラルのまちづくりに向けた取り組みのトータルコーディネート、低炭素エネルギーの調達や供給に関すること、学校等における環境エネルギー教育を通じた啓発活動、地域のレジリエンス強化、その他持続可能なまちづくり実現に関することとなっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君） 活動の内容が確認できました。締結してから1年が経っております。町民の皆様も、長野都市ガスさんとの連携協定を締結していること、締結内容など記憶が薄れているかもしれませんので、広報等に記載するのであれば、単発掲載ではなくカーボンニュートラルの特集などを組んでみてもよいのかなと考えてお

ります。

他地域の話になりますが、箕輪町では、気候市民会議の開催をしているようです。2022年にゼロカーボンシティ宣言し、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しております。信州大学の全面支援の下、信州大学生などを交え、ゼロカーボン・持続可能なまちづくりの議論をしていると記載されておりました。

市民会議は、市民が自由に意見を表現し、気候変動対策に関する政策形成に直接参加できる新しい仕組みを実施しているようです。御代田町では、町民の脱炭素に向けた意識醸成のための活動が必要と感じるが、町の見解をお聞かせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けた町民の皆様の意識醸成は、本町が策定した御代田町カーボンニュートラル推進計画で掲げる、町民、事業者、行政の協働という理念においても大変重要であると認識しております。

しかしながら、脱炭素への取り組みが具体的にどの程度CO₂削減効果につながるのか、その成果が実感しにくいことが課題と考えております。

今後、広報や公式SNS等を活用し、日常生活における具体的な省エネ行動が、数値としてどの程度CO₂削減に寄与するのかという目安を継続的に発信していき、町民の皆様が、自分の行動が確実に環境貢献につながっていると実感できる情報を提供してまいります。

また、長野都市ガス株式会社様と連携した住民向け環境イベントの開催を、現在、検討しております。具体的な内容につきましては、これからの検討となりますが、専門的な知見を持つ長野都市ガス株式会社様と協力することで、説得力のある啓発活動につなげ、町民の皆様の関心を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君） 実感できる情報の提供、長野都市ガス様との連携にて、住民向け環境イベントの開催と検討していただいておりますので、大変うれしく思います。私もぜひ参加したいと思いますので、日にちが分かれば、早めにスケジュールを押さえたいと思います。ぜひ共有をお願いいたします。一人でも多くの町民が関心を

高めていただけるよう、ご尽力いただきたいと思います。

続きまして、2027年度問題に入らせていただきます。2027年度問題としては、蛍光灯問題があります。ご存じかと思いますが、2027年度末までに、全ての一般照明蛍光灯の製造・輸出入が禁止されます。蛍光灯の製造中止は、個人宅はもちろん、オフィスや商業施設、工場、公共施設など、照明環境に大きな影響を与える可能性があります。

町では、公共施設の省エネ、LED化は進んでいると伺っていますが、導入後の結果はどのように推移しているのかお聞きします。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

町の公共施設のLED化への切替えは、令和3年度において、やまゆり保育園、雪窓保育園、エコールみよた、小中学校など10施設、令和4年度において、防犯灯、街路灯のほか、浄化管理センター、やまゆり体育館など14の公共施設についてLEDに切り替えております。

導入前と導入後の比較につきましては、各施設において、導入前である令和2年度以前と導入後の令和4年度等を比較できればよいのですが、前提条件として難しい部分がございます。

まず、令和2年度からコロナ禍で電気の使用量、キロワットアワーのほう、要は電力量ですが、平時のもの同士で比較できないことや、電灯とエアコンや動力にかかる部分の切り分けができないこと、電力会社の料金体系の見直しや、電力会社自体をいわゆる新電力に切り替えていることなど様々な要因から、純粋にLED化の効果がどれくらいあったというような比較は難しいところではあります。

比較してお答えできる施設について申し上げますと、各区の防犯灯につきましては、コロナ禍の影響はないものと考えられますが、こちらは電灯という性質上、電力量のデータがなく電気料金についてのみ比較いたしました。町から区への補助額ベースでの比較となりますが、令和3年度が225万円に対し、令和5年度は143万円で、年間82万円、率にして36.4%の削減効果がありました。区へ2分の1補助しておりますので、区が負担する部分についても同じ効果があったこととなります。

次に、各学校になります。令和３年度の途中からＬＥＤに切り替えましたので、令和２年度と令和４年度で比較をいたしました。

中学校の電力量は、令和２年度が１７万３，０８７ｋＷ/ｈに対し、令和４年度で１３万１，３２４ｋＷ/ｈ、比較しますと４万１，７６３ｋＷ/ｈ、率にして２４．１％の削減となっております。電気料金で見ますと、令和２年度が３１３万４，７０８円に対し、令和４年度で３７６万８，０６８円、差が６３万３，３６０円となり、２０．２％の増加となっております。

北小学校の電力量でございますが、令和２年度が８万１，３６３ｋＷ/ｈに対し、令和４年度が７万２，５１０ｋＷ/ｈで、８，８５３ｋＷ/ｈ、１２．２％の削減となっております。こちらの料金につきましては、令和２年度が１６５万７，８０８円に対し、令和４年度で２０６万３，７４６円、４０万５，９３８円、２４．５％の増加となっております。

南小学校で申しますと、電力量が、令和２年度１１万７，９１１ｋＷ/ｈに対し、令和４年度が１０万９，０３０ｋＷ/ｈで、８，８８１ｋＷ/ｈ、７．５％の削減となっております。電気料金は、令和２年度２１５万６，５５８円に対し、令和４年度で３３６万３，８０４円、１２０万７，２４６円、５６．０％の増加となっております。

以上、小中学校の電気料金は増加しておりますが、電力量は削減できております。この電気料金が増額になった理由としましては、令和４年度当時は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により燃料が高くなり、あわせて急速な円安が加わり、輸入コストが跳ね上がっております。

また、電力会社が経営コストを維持するため、料金改定を行ったことも重なり、料金に跳ね返ったことが要因となっております。

公共施設をＬＥＤに切り替えたことで、その時々国際情勢などにより、電気料金に影響される部分はありますが、電力量は削減効果がありました。また、蛍光灯に比べ電球の交換がほとんどなく、維持管理の経費についても削減されていると実感しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○１番（千葉信一君） 各学校の電力量は、一番大きくて２４％、少なくとも７％と削減できることは確認させていただきました。電気料に関しましては、各学校増加という

形でございますが、現在の情勢がかなり響いていることが伺えます。ＬＥＤにしていたからこそ、料金の増額は、この数字に収まっていると私的には解釈しております。

従来型照明より消費電力が小さく、長寿命であるため、エネルギー消費量及びＣＯ₂排出量を削減することができるのがＬＥＤという形で認識しております。

２０２７年問題による価格高騰や在庫不足を見越し、需要が殺到する前への早めの行動が吉と感じます。現在の物価高騰の波が収まらない状況も考慮し、個人宅への補助拡大は必要と感じますが、町の見解をお知らせください。

○議長（内堀喜代志君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向け、家庭における省エネルギー設備を推進することは重要であり、ＬＥＤ照明器具に対する補助制度につきましても、省エネ推進の観点からは非常に意義深いと考えております。

しかしながら、町民の皆様を対象とした補助制度を創設、維持していくためには多額の財源が必要となるほか、対象品目の選定といった制度の構築など、検討すべき課題が多くあり、ＣＯ₂削減効果がある全ての取り組みに対して、町が補助を実施することは、現実的ではありません。

ＬＥＤ化は省エネの取り組みとなります。一方、町といたしましては、まずは、先ほど答弁させていただきました太陽光発電と蓄電池等と組み合わせた再生可能エネルギーの導入や、エネルギー自給率の向上など、化石燃料に依存しない電力の自ら生成・利用する創エネ・蓄エネの取り組みによる支援策について検討を進めたいと考えております。

また、制度変更により必然的に各家庭や事業所は、ＬＥＤ照明器具の付け替えを進める必要がありますが、その過程で得られる経済的メリットにより、ある程度、初期投資の回収が可能と考えております。

現在、長野県において、信州省エネ家電等購入応援キャンペーンを実施しております。このキャンペーンは、補助金ではなく、キャッシュレスポイントと交換という形ですが、対象品目には、ＬＥＤ照明器具のほか、エアコンや温水機器といった省エネ家電も含まれており、町民の皆様にとっても直接的なメリットを享受できる

仕組みとなっております。ぜひこちらのキャンペーンを活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 千葉信一議員。

○1番（千葉信一君）確かにご説明いただきましたように、家庭でできるエネルギー節約方法をいろいろ検索しますと、「LED照明に切り替える」と必ず記載が出てきます。すぐに始められる簡単な省エネ対策の一つであることは、町民の皆様も理解しているはずですよ。

しかしながら、物価高騰が落ち着かない現状、まだこの話は先だから安心感もあり、踏み出せない方が多いのではないのでしょうか。現状、蛍光灯問題よりは、先ほど赤田議員がお話ししました気候変動による猛暑対策もあり、エアコン問題が非常に大きく取り上げられており、蛍光灯自体は明るいのですが、問題的には薄く影が出ております。こちら、この6月から電気代が、最大、沖縄で91円、中部電力でも36円値上がりとなるようです。飲食料品も6月から値上げされます。夏以降も値上げラッシュが続くと言われています。政府も、踏み込んだ節約は必要ないとの考えで省エネを強調しています。

白熱電球と比べ、LEDは、調べるものによっては、ちょっと数字も変わってきますが、最大で80%もエネルギーが節約可能になるとも言われています。

また、先ほどご説明がありました県にて、信州省エネ家電等購入応援キャンペーンを実施していることを、町民の皆様へもっと発信をしていただきたいと考えます。

政府は、家庭部門のCO₂排出量削減を急務と考えていますが、物価高騰などに直面する中で、脱炭素の取り組みへの注目が必ずしも高くないと感じます。企業も個人も手だてを尽くし、持続可能な経済・社会の実現に本腰を入れられるよう、支援策をぜひ進めていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告4番、千葉信一議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時35分）

（休 憩）

（午後 2時49分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告５番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（７番 山浦久人君 登壇）

○７番（山浦久人君） 通告番号５番、議席番号７番、山浦久人です。台風６号が各地に被害を及ぼしましたが、御代田町には恵みの雨となったと思います。本日一般質問最後の質問です。よろしくお願いします。

今回は、１点目、御代田町の人口について、２点目、御代田町の観光の現状についての２点についてお伺いします。

まず最初に、御代田町の人口についてですが、県の人口が２００万人を割り込み、今までに５万人が減少しています。長野県の２０２５年１０月１日現在の国勢調査に基づき、国内の総人口は１億９５万９、４５０人、男性９５万５、７０７人、女性９９万９、２４３人で、前回の２０２０年の調査の確定値から９万３、０６１人、４．５％減り、減少数、減少率共に過去最大となりました。

御代田町は、増加数、増加率共に最大でありました。御代田町において４月２０日において１万７、０００人に達しました。先ほど森泉議員が言っておられましたが、現在の人口は１万７、０１３人です。５月１日現在で１３人増えているということです。すごいと思います。

御代田町は、今後１０年間は人口増加が見込まれるが、２０３５年頃をピークに減少に転じると推計されている。人口減少が少しでも減らせるための対策を考えているでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

当町は、これまで先人の不断の努力と子育て支援、教育環境の充実、計画的なインフラ整備といった着実な施策の積み重ねにより、全国的な人口減少局面においても人口増加を維持しております。

しかしながら、本年３月に策定いたしました第６次御代田町長期振興計画における人口推計では、２０３５年、令和１７年頃をピークに減少へ転じる予測となっております。これまでの人口増加を前提としたまちづくりから、今後は人口減少社会

を見据えた持続可能なまちづくりへの転換期を迎えております。

この認識の下、第6次御代田町長期振興計画の10年後の目指す姿勢として、「未来へつなぐサステナブルタウン御代田」を将来像に掲げました。

また、10年後に目指す基本目標として、次の6つの基本目標を設定しております。1つ目が「安心・安全な暮らしのまち」、2つ目が「次世代を育む教育と文化のまち」、3つ目が「活力ある地域経済と働く環境のまち」、4つ目が「快適で環境にやさしいまち」、5つ目が「共に支え合い築くまち」、6つ目が「信頼と協働による行政経営のまち」、この6つの基本目標に加え、新たに全庁的な取り組みとして分野横断の重点プロジェクトとして、猛暑対策や省エネ、2つ目に移住促進、U I J ターン促進と郷土愛の醸成、4つ目が、地域交流の場づくりの4点を挙げております。こういった多様な事業と連携して様々な事業を実施してまいります。

このように全庁的な連携の下、分野を超えて相乗効果を高めることで町全体の持続可能性を高めてまいります。10年後の人口減少へ転じることを見据え、人口減少社会においても人口を維持、増加できるよう、また御代田町が、今後も選ばれ続けるまち、未来にわたって住み続けたいとなるまちであり続けるため、第6次御代田町長期振興計画の施策を計画的に推進していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 少しでも人口が減少していくことをお願いしたいと思います。

次に、農業や林業に従事している人口は減少していると思われますが、その対策はどのようなものでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

令和7年に行われました農林業センサスでは、全国の農林業経営体数は83万9,000経営体となり、前回の令和2年比でマイナス25万3,000経営体、率でマイナス23.2%と大幅に減少しています。

当町においても、農林業経営体数は220経営体となり、前回比でマイナス44経営体、率でマイナス16.7%となり、国の水準より減少幅は小さいものの減少傾向にあることは、課題と認識しているところでございます。

一方、当町の担い手への農地集積率は、令和6年度末が66.3%と令和元年度と比較しまして9.4%増加しています。経営体数は減少しているものの耕作放棄地の発生を防ぎ、地域の優良農地を維持する体制は、担い手への集約化を通じて強化されております。

今後は、経営の安定化に向けた手法として国が進めている法人化の推進も必要となってくると思われます。既に法人化した経営体への聞き取りでは、人材確保が課題との話を伺っております。その要因の一つとして、冬季の農作業が制限されることにより年間雇用が難しいことが挙げられます。

こうした課題に対して、町内の法人では果樹栽培を取り入れ、冬場の作業を作るなど経営を多角化することや、他産業と連携し、時期に応じた労働力のシェアを実施しているところがあります。こうした先進事例の情報を広く収集し、また発信することにより、経営の安定化を後押ししてまいりたいと考えております。

また、町内の法人で研修している方々が、将来的に独立し、新たな担い手として定着できるよう、国の補助金等の事務手続について職員がサポートするなど、新規就農支援等伴走支援に努めてまいります。

町の林業につきましては、令和6年度に1経営体の新規参入を確認しており、町内における経営体は、現在6経営体となっております。

町では、今後、森林環境譲与税を活用し、間伐や人材育成、担い手確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当し、林業の振興と森林整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 幾らかでも担い手不足の解消に努力していただきたいと思います。

次に、限界集落についてお伺いします。

限界集落とは、主に日本の過疎地域において、住民の過半数が65歳以上の高齢者になり、集落としての社会機能の維持が困難になっている状態の集落を指すようですが、その概念は、社会学者、大野晃氏によって提唱されました。町には、限界集落という状態の地域があるが、そのような状態の区を把握しているのでしょうか。

また、町の考えは。

○議長（内堀喜代志君） 内堀総務課長。

(総務課長 内堀岳夫君 登壇)

○総務課長(内堀岳夫君) お答えします。

質問の中に限界集落ありましたが、重複する部分もありますが、お答えさせていただきます。

まず、限界集落の定義についてですが、内閣府のホームページでは、一般的に、住民の半数以上が65歳以上で、生活道や林野の整備、冠婚葬祭など共同体としての機能を果たせなくなり、維持が限界に近づいている集落のことを限界集落というとされています。その上で、町内の状況としましては、本年5月1日時点での住民基本台帳で、町内全体での65歳以上人口の割合は26.8%となっていますが、区別で見ますと、豊昇区が58.5%と最も高く、次いで、面替区が51.5%と、この2つの区が、いわゆる限界集落の状況にあると認識しています。

また、50%には達していないものの、広戸区で48.7%、草越区で47.9%と、向原区を除いた伍賀地区全体で限界集落に近い状況にあると認識しています。

なお、伍賀、御代田、小沼の3地区別で見た場合には、御代田地区で最も割合の高いのは平和台区で41.0%、次いで、栄町1区が34.1%、小沼地区で最も割合の高いのは清万区で37.9%、次いで、塩野区が32.8%となっています。

このような状況を踏まえまして、町では、それぞれの区の現状や課題を共有するため、本年3月、全て町長参加によるみんなの会議を伍賀地区の4つの区で開催してきました。今後、小沼地区、御代田地区での開催を予定しています。

また、過疎化や高齢化が進む地域の維持活性化に取り組む集落支援員制度の導入についても検討しており、各区が維持できるよう、様々な対策を検討していきます。

以上です。

○議長(内堀喜代志君) 山浦久人議員。

○7番(山浦久人君) 大分、進んでいるようですが、何とかしていただきたいような気がします。

次に、御代田町の観光の現状についてお伺いします。

観光協会は、春は、しゃくなげ公園まつり、夏には龍神まつりと、いろいろな観光振興のために頑張っています。町の観光振興のためにも観光協会の力は必要ですが、会員数が減少している。会員確保には協会の力だけでは限界があるので、町としても対策をするべきではないでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

町の観光協会の持続可能性や町との連携体制は、これからの観光振興において重要でございます。当町の観光協会員数は、この１０年で毎年７０前後を推移しているため減少傾向ではございません。

令和７年度に関しては、廃業等を理由に３企業が退会いたしましたが、７企業と１個人の入会もあり、増加している状況でございます。今後も観光協会の確保に向けて、町で協力できることは協力していきたいと考えております。

また、町の観光振興について、観光協会の力だけに依存し、限界が来るのではないかと考えてございますけれども、このご懸念につきましても、町と観光協会の関係は、いわゆる町が観光協会へ丸投げや依存といったものではございません。町と観光協会は、さらなる観光振興や観光客獲得のほか農産物のＰＲ、移住定住やふるさと納税など多角的な連携をしているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○７番（山浦久人君） 会員数は増加しているとのこと。私の認識不足のようです。

次に、５月に観光協会の総会があり、その中に中山道プロジェクトというのがありましたが、中山道宿場プロジェクトは、どのようなものなのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

御宿場印プロジェクトは、コロナ禍で打撃を受けた地域経済の回復を目指し、令和３年に東京都の足立成和信用金庫の発案から始まった取り組みでございます。神社仏閣の御朱印のように、宿場町を巡った記念となる宿場印の販売をすることで、観光客に街道沿いを広く周遊していただく仕組みでございます。

これが、全国の信用金庫や観光協会のネットワークを通じて様々な街道へ普及していき、本年４月より長野県内の宿場、中山道２５宿場、北国街道２３宿場の計４８宿場においても、御宿場印の販売が開始されました。

御代田町においても、小田井宿の魅力を発信するため、このプロジェクトに参画

しております。小田井宿の御宿場印は1枚300円で、御代田町役場及び浅間縄文ミュージアムの2か所で販売しております。4月25日から販売を開始し、約1か月で30枚程度の販売実績がございます。町としても、この取り組みにより、多くの歴史ファンやウォーキング愛好家の皆さんが小田井宿を訪れるきっかけとなってくれることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） これによって観光客が増加しますように、また、観光協会の収入が増えるようになればよいと思います。

次に、今年の浅間しゃくなげ公園まつりの観光客の数など、当日の状況はどんな状態だったでしょうか。お願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

（産業経済課長 内堀淳志君 登壇）

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

本年の浅間しゃくなげ公園まつりは、好天に恵まれ、ちょうど桜の満開とシャクナゲの開花時期が重なる絶好の機会となりました。

当日は、屋台の出店や各種ステージ発表など多彩な催しが行われ、大変多くの皆様にご来場いただきました。会場内は、終日、大変な賑わいを見せ、大盛況のうちに終了することができました。ご協力いただいた関係各位及び地域の皆様に、心より感謝申し上げます。

なお、具体的な来場者数につきましては、詳細な集計が難しい部分がありますので、推計ですけれども、約1,000名と推計しているところです。

また、公園及び真楽寺の駐車場には限りがあるため、役場の駐車場を開放し、役場から会場まで公用車で送迎し、150名の方が利用されました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 私も、安協で駐車場の整備に入っていましたが、かなりの数が来ていたように思われます。そんな中で、経費節減のためだとは思いますが、送迎用の車が役場の公用車を使用していたようですが、問題はなかったのでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

(産業経済課長 内堀淳志君 登壇)

○産業経済課長（内堀淳志君） お答えします。

来場者の送迎に公用車を使用した点についてのご指摘ですが、当該送迎は、職員が業務の一環として運転に従事したものであり、万一の事故の際も、町が加入する公用車の任意保険にて対処できます。また、無料送迎であることから、道路運送法上においても抵触するものではありません。

しかしながら、公用車の運転には、公用バス運転職員のほか二種免許を持たない一般職員も運転に従事しておりました。昨今、全国的にも送迎中の事故が報道される中、町の公用車に対しても、町民の皆様から高い安全意識が求められていることを重く受け止めております。

法令上の要件を満たしていることは大前提でございますが、今回のご指摘を改めて真摯に受け止め、今後は、より一層の安全管理を徹底するとともに、運行体制の在り方についても慎重に検討し、来場された皆様が安心して利用できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○7番（山浦久人君） 事故など特別なことがなくてよかったと思います。

次に、令和8年度の町からの観光協会への補助金は275万円の予算計上でありましたが、たくさんのイベント企画があると思うが、補助金を増額すべきではないかと思いますが、町長のお考えは、いかがでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） お答えします。

最初に、各種団体への補助金交付について、これ、つまり観光協会に限らずですがけれども、基本的な考えについてお答えをします。

各種団体への補助金は、公共的または公益的な活動を行う団体に対し、町がその活動を支援するために交付され、そのほとんどは、町民の福祉向上、地域活性化、文化振興、環境保全など、町にとって取り組むべき事業を町に代わり実施している団体等に交付されております。

補助金については、今までも必要なところに必要な額を交付しており、今後もそ

の考えを基本にして額の決定をしていくことになるかと思います。

さて、観光協会への補助金についてですが、令和８年度の一般会計当初予算にご指摘のとおり２７５万円を計上させていただいております。議員ご指摘のとおり、観光協会におきましては、浅間しゃくなげ公園まつりをはじめとする様々なイベントや観光企画を展開していただいております、本町の魅力を発信し、地域を盛り上げる上で非常に大きな役割を果たしていただいております。

当初予算の算定に当たりましては、これまでの実績や事業計画に基づき精査したものでございますが、昨今のエネルギー価格や原材料費、人件費などの物価高騰は、観光イベントの運営や事業の実施におきましても、大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

町としましては、物価高騰による経費の増加が観光協会の貴重な活動やイベントの質の低下につながることは避けるべきであると考えております。

そのため、今後の物価の動向や事業の進捗状況をしっかりと注視していく中で、従来の予算規模ではどうしても不足が生じる場合や、追加の財政支援が必要であると判断した場合には、補正予算などの措置も含め、必要に応じて補助金の増額を柔軟に検討してまいりたいと考えております。

先ほども、産業経済課長が答弁いたしましたけれども、現在、町と観光協会は、観光振興に向けた取り組みのほかにも多角的に連携しながら事業実施をしております。今後とも観光協会と情報共有を密に図りながら、適切な支援と町の観光振興に努めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 山浦久人議員。

○７番（山浦久人君） ありがとうございます。これからも町の観光が、より一層の発展をしますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、通告５番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 ３時１７分